

第四十六回国会衆議院

工 委 員 會 議 錄

第二十八号

四〇六

○二階堂委員長 これより会議を開きます

本日の会議に付した案件

日本貿易振興会法の一部を改正する
法律案(内閣提出第九一号)

中小企業に関する件(企業倒産に関する問題)

山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

内閣提出の日本貿易振興会法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため、参考人として、日本貿易振興会副理事長長村貞一君、同じく理事木村三男君、山本康君、藤瀬英二郎君の四名が御出席になつております。

まず、副理事長から、日本貿易振興会の事業経過等についての説明を聴取することといたします。長村日本貿易振興会副理事長。

長村参考人 それでは私から、日本貿易振興会の現にやつております仕事は、御承知のように、一言にして申しますと、特に海外で貿易振興に關するいろいろな施設の運営その他の活動

をやることになつております。内容的に申しますと、いろいろな種類のもののがございますが、時間の関係もございますので、要点を取りまとめて申し上げたいと思います。

日本貿易振興会のやつております仕事の大きなものの一つは、いわゆる市場調査、調査活動に関するところでござります。これは当会といたしましても一番古い沿革を持ちまして、努力を重ねてまいつたのでござります。この調査につきましては、特に日本貿易振興会が、いわゆるジエトロのやります調査としまして特色のあります一つは、海外に市場調査のための専門の者を常駐させまして、そこで各種の調査を計画的かつ継続的に行なうというやり方をとつておることでございます。申すならば、これは一般的な調査と申してよろしいと思います。

そのほかに、最近はいわゆるマーケティング・リサーチを活発に行なっております。また、特に中小企業の方々の生産されます輸出品につきましては、業界の方々だけを特別の調査員として、その商品に一番関係のある市場にお出かけいただきまして、いわゆる特殊市場調査といふものをやつておりますわけでござります。かれこれいたしまして、これらの調査はいずれも国内外でまとめまして、適当な貿易関係の業界あるいはお役所に御報告申し上げ、御活用を願つておるわけでござります。また、特に最近は、日本の商品の海外におきます輸入防遏その他の問題が起りますので、これらのものの

要因、情報等を収集調査をいたします。活動もいたしておるわけでござります。
二番目に私どものやつております仕事は、いわゆるPR関係の仕事でござります。これもPRの性質上、いろいろな内容のものがございます。たとえば毎年予算をいたしまして、七本程度のPR映画を作製いたしております。ジエトロは昭和三十三年に発足になりましたので、三十三年以降今日までこの種の映画も四十数種類つくりました。本数にいたしまして、プリントの数は数百本になる。これを海外数十カ所、八十カ所以上のところに配りまして、これを活用いたしておるわけでござります。
このほか、PRといったしましては、海外におきますテレビを使いましてPRをやっておるわけでござります。テレビ映画を数本、毎年海外各地で六百回以上の放映を行なつておるわけでござります。またPRの方法として非常にによろしいのは、海外からこちらに人を招きまして、そらして日本の産業状態を直接見てもらいまして、その方の目で海外にまたこれを報告していただく。このために私どもは毎年各市場からその土地の最も有力な報道機関の方をお招きいたしまして、年に九名程度のものであります。お招きいたしましたして、日本の産業状態をよく御視察願つて、そらしてそれぞれの方法を通じて海外で御報告を願うといふ仕事をいたしておるわけでござります。最近はまた御承知のようにいわゆるミック

シ ンと申しますが、海外から日本への
ブの訪日の方が非常に多くなりました。
た。これらの方々につきましても、こ
れをわれわれのほうで、必ずしも全部
ではございませんけれども、受け入れ
まして、いろいろ御案内申し上げると
いう活動もいたしておるわけでござい
ます。もちろんこのほかに、直接海外
の新聞雑誌等にPRをする、あるいは
海外向けの出版物をみずからつくり、
またそれの業界でおつくり頗った
ものを買い上げまして海外に送るとい
う仕事をいたしておるわけでございま
す。

三番目に、私どものやつております
仕事の大きなものの一つは、いわゆる
見本市でございます。ときには博覧会
に参加するということをございます。
国際見本市あるいは博覧会は、最近の
情勢といたしまして、御承知のとおり
非常に活発になつてまいりました。国
際見本市は、言うならば関係の国々の
業界の方が一堂に会して取引の場を持
つという最も経済的なかつ効率的な一
つの取引促進のための有力な機関でござ
ります。各國も非常にこれに熱を入れ
ております。ジエトロは、従来から
この見本市に参加し、最近はまた、多
少性質は違いますけれども、博覧会に
も参加いたしまして、輸出の促進に努
力をいたしておるわけでござります。
現に、大小いろいろな規模でございま
すが、それぞれの規模に応じ、また地
域に応じまして、十回前後の博覧会の
催し等に参加をいたしますとのほか
に、同じような活動といたしまして
は、ジエトロが海外に持つております
トレード・センターを活用いたしまし
て、各種の展示の仕事をやっておるわ

けでございます。この見本市及び展示関係の仕事の参加等は、ジエトロといひたしましても二百回近く、始めから数えますと経験を経ております。私どももいたしましても非常に力を入れております仕事の一つになつておるわけでもござります。ただいまジエトロのトレード・センターにおきます展示のことを申し上げましたが、現在ジエトロは十三ヵ所のトレード・センターを持つておるわけでござります。そのほかに機械センターがボンバーとスキンシングコの二ヵ所ござります。これらのところでいろいろな活動をやつておりますけれども、その大きな活動の一つといつたしまして、計画的に毎年業種別の特別展示ということもやつております。また、各地方にあるは業界の御委託によりましての展示ということを回を重ねてやっております。いずれも毎年四十回以上の回数をここでやつておることに相なつておるわけでござります。

業界等の御相談相手になるということをもやつておるわけでございます。毎年六名ないしそれ以上の者を送つております。帰りまして、各種の研究会等を持つわけでございます。これも毎年七十回以上の研究会をこれらの人には持つておるわけでござります。

そのほかデザイン関係の仕事といったしまして非常に大事なことの一つは、海外にござりますすぐれたものを少しでも多く日本の関係の業者の方に見ていただきながらなか業界の、ことに中小企業の方がござつて海外にお出かけになることも困難でございますので、品物をこちらに持つてきて、各地方を持ち回りましてごらんいただき。これは海外の優秀見本の収集と言つております。デザインの優秀なもの、あるいはまた日本の商品と海外の市場で競争をしておるもの、これらをもつてまいりまして、これを関係各府県とも御相談いたしまして、全国を回つて業界の方にごらんに入れて御参考に供しておるわけでございます。数百点の品物が毎年まいりますが、全国を五十数回の巡回展示を行なつておるわけでございます。

同時にまた、四年ばかり前から始めております日本の国産品、特に手工艺と申しますか、クラフト関係の国産品で優秀なものがたくさんござります。これを各地方にわたりまして選びまして、そつとして海外にそのものを持ってまいつてジエットロのトレード・センターを利用しまして外国の商売人の方を見ていただく、そつとして取引のチャンスをつかむという活動をいたしておりますわけでございます。

総合的にジエトロがやつております活動でござりますけれども、あわせまして特に農林水産物あるいは医薬用品、軽機械、雑貨といふようなものにつきましては、それぞれの業界と御相談しまして、御支援を得ましてそれぞれの農林水産物等に即しましたきめのこまかい各種の活動を行なつておるわけでござります。この活動は内容的には非常に煩瑣になりますので、詳しい説明書きを省略させていただきたいと思うのであります。

ジエトロはかような次第で各種の活動をやつておりますが、これらの活動をいたしますために、現在は海外におきまして五十カ所以上との施設を持つようになります。国にいたしますと四十カ所をこえるわけでござります。先ほど申しました十三カ所のいわゆるジャパン・トレード・センター、二カ所の機械センター、三十数カ所の調査員の設置等、合わせまして五十以上の施設を海外で運営いたしまして、これらを拠点にいたしまして、申ましたような各種の活動をいたしておりますわけでござります。

また、これを受けまして国内的にはいろいろな活動をいたしております。その一つといたしまして、東京と大阪に資料室をいま持つておるわけでございますが、毎年計画的に資料をいま収集しております。調査員からは貴重な報告がたくさんまいります。これらを合わせまして年に一万一千名以上の業界その他の方の御利用に資しておるわけでございます。最近は東京、大阪を合わせまして年に一万一千名以上の業界の方をお見えになります。もちろん

この大部の方は中小企業の方々なんでもござりますけれども、多数の方においでをいただきました、この資料を十分に御利用願っております。なお、今日この種の施設を拡充いたしたいと存じまして、来年度予算では資料センターというような構想も打ち出させていただけるようになっておるわけでございます。業界としましては、私どももつとこれを利用しやすい場所を整備し、機械を整備して十分な活動をするようとにいた激励をいま受けでおるところでござります。

このほか、先ほどのデザインに関連いたしまして、ジャパン・デザイン・ハウスといふものを東京に持つておるわけでござります。これは、日本のお持ちおります輸出商品の中でデザインの優秀なものはたくさんございます。その中で専門の権威ある選考委員の方々の御選考を受けまして、毎年幾つかの優秀品を選びまして、それを展示する。ここには多数の方々が見えます。年間やはり二万近い方々の来観者があるようでござります。もちろん外国の関係筋の方も多数見えるわけであります。これまた場所の狭隘に悩んでおりますけれども、この施設もこれからも大いに活用してまいりたいと思ふわけでございます。

このほか、最近ジエトロは地方に二十カ所の貿易相談所、これは地方によりますと貿易情報サービス・センターといふやうな名前を使つておるところもござりますけれども、貿易相談所をつくりまして、ここで各種のいわゆる貿易相談の仕事をやっておるわけであります。もちろん、この仕事はスタート以後まだ日も浅いのでございまして、

必ずしも私ども十二分の機能を発揮しておるものとは思っておりません。すでに今日は貿易相談所に相談にお見えになります方々の数、あるいは引き合いをそこで求められます数、非常に多數に上つております。これらも、申すまでもなく大部分の方はいわゆる中小企業の方々であるわけでござります。

にわたっておりますので、その一々についてこまかく申し上げる時間もございませんけれども、市場調査、P.R.関係、見本市関係、あるいは意匠向上の関係の仕事というようなものを主軸にいたしまして海外の活動を行ないまして、これらのお活動の成果をうちに受けまして、各地の貿易相談所等を中心にしていたしまして、本支部とともにサービスということに努力いたしておりますのが現状であると申し上げることができます。かかるかと思うのですが、概略のことどころかいますが、以上でござります。

○二階堂委員長 次に、政府並びに参考人に対する質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 きょううは主として参考人にお尋ねをしたいと思いますけれども、その前に大臣にお尋ねしたいと 思います。

国連の貿易会議の問題ですが、実は先日の本会議で武藤議員から質問いたしましたけれども、大臣のお答えが明らかでございませんでした。御承知のとおり、この会議はいままでなかったような、画期的な会議であるわけでございます。この会議に臨む日本府政の

態度といふものは、開放經濟下に置かれておる今日きわめて重要な意味があると思います。この会議に臨む態度として、通産大臣は、私は新聞か週刊誌かで見たと思うのですが、ハムレットの心境だ、こういうようなことのようありました。前向きで取り組むのだけれども、その前向きは、前を向いて走ることも前向きだし、前を向いて立つておることも前向きだ——種問答みたいなことを大臣は言つたと書いておつたのであります。心境はわかるが、どうな氣もいたしますけれども、日本政府の開放經濟下において対処する態度としては積極的な前向きの態度といふものがなければならない、こう思ひます。したがいまして、この会議に臨むのがなればならない、とつ聞かしてもらいたいと思います。

○福田(一)國務大臣 御承知のように、ただいま企画庁長官が国連の貿易開発会議へ代表として出ておるのであります。この会議は一方においてガットの場があつて、これは大体先進国等を中心とした集まりで、これに相当数が加わつておる。今度は国連のいわゆる低開発国の多くが加わつておるという会議になるわけがあります。そういう意味で、いさか内容も違つてくるわけであります。目的とするところは、世界の貿易を今後ますます拡大していくようにしたい。その貿易を拡大するには、低開発国の産業をだんある程度高度化をしていく。同時にこの低開発国に購買力がつくようになると、いろいろ考えていかなければなりません。それには、そこで生産され

な、あるいはまた重化学工業でも非常にはまだ高度のものでないもの等がつゝ込まれるわけであります。こういうふうにつきましては特恵的な國税制度を准備する必要があります。そこで、どういふふうに資金を貸与するなり、あるいは与えるなり、何かそういうことを考えたらどうだらうかというふうな、いわゆる事務局長のプレビッシュさんから出されたレピッシュ報告といふもの、そういうことを議題としながらお話を進めていくというわけであります。この段階において、低開発国も含めて貿易を拡大していくかなければならないといふことその考え方には日本としても大賛成で、非常にけつこうであります。けつこうであります。その場合において、たとえばガットとどりいろいろに關係の調整をとつていくのがいいとか、あるいはまた援助、保障といふような資金的な援助を与える、こう言ひますましても、私は援助を与えることだけれど、こうだと思うのです。しかし、アメリカのようないくつかの力のある、いわゆる先進国の人たちでも力のあるところと、日本のようないくつかの力の弱いところでは、おのずから与える援助の度合いも違つたところ、そういうことをどう調整したらいいか、それは國力と言つたつて何が國力かといふ判断をするのに、これがなかなかむずかしい問題が起きてくるだらう、こういうことがまずあります。それから、それぞれの國々の工業なり農業なりはみんな違つておるわけであります。日本のような國と、アメリカあるいはイギリスの場合、

ドイツとフランスあるいはイタリア、いろいろなもののはまた違うわけです。それぞれの国が一次産品の買付けについて特権を与えるといつても、それがその国々に与える影響といふものほんなどしてくるわけであります。法律的にそういうことをきめてできるなうかということも実は大問題であつたのも前向きだ。これは新聞記者会見であります。立てるのも前向きな、どんどん走るがおっしゃつたのであります。立てるのも前向きな、どんどん走るのも前向きだ。たしか私はそういうことを発言したことがあります。前に向いていこう気がいたします。前に向いていこうことは、貿易を拡大しようといふ意味においては絶対やらなければならぬということですから非常にけつこうである。しかし、いま言つたような問題を審議するにあたっては、自分の國の農業がつぶれたり、中小企業が参つてしまつたり、そのため輸出が阻害されるようなことがあっても、それでもやるべきであるかどうか、これが私は考えなければならぬ。そういうことになると、立ちどまつて考えなければならないかもしれません。私はそろそろこの意味でそういう表現を使つたのではないかと思いますが、いまでも気持ちは同じであります。だから、宮澤君が羽田を立つときと言つたことは、中進国日本はまだ開拓団でもなければ先進国でもない、そのまん中にいる中進国だ、宮澤君がこういう発言をして羽田を立つた意味は、そこに非常に意味があると思うのです。そうなると総理の言つているのと違ります。私はこういう考え方といいますか、こういふことは一つの考え方としていいのではないか。そこで、それはどうなると総理の言つているのと違います。

じやないかといふ話がござりますが、それは要するに度合いをどこで切るかということできます。もし先進国というものが四つか三つしかないといふことになるなら入らないかも知れぬが、十も二十も加えるということになるともちろん入る。数の切り方の問題であります。いろいろそれは考え方はあるだろうと思いますが、しかし日本の立場というものを率直に政策的に見てみるならば、私はそういう多くの問題を包藏しておるその事實を忘れてはいけない。また問題ごとによつて先進國の中に入るか、あるいは貿易の面、たとえば造船業をとれば日本は世界一なんです。こういう意味では世界一と言えないと、造船業をとつて世界一と言えるかたはありますが、低開発國との貿易を進めていくといふ段階においての日本の立場といふものは、私が先ほど申し上げたよくな、また宮澤長官が言ったような中進國みたいな立場をとらざるを得ない、こう考えておるわけであります。

思つております。御承知のとおりに後進国貿易といふものは、いま伸び悩みの状態にある。輸出產品によつてそれは遠いはありますけれども、ヨーロッパ諸國の伸びのほうが相當に大きい。やはり日本として資金的な問題、そういったようなことだけではなくて、欠けておるものがあるのではないか。そのことは私は技術協力、技術援助といふものに欠陥がある、こう思つておるのです。たとえばコンサルタントの問題にいたしましても、アメリカ、イギリスはコンサルタントの企業を持つておる。それから西独は協会を持つておる。さらにまた技術者をアメリカなんかは一千名くらい教育をしておるといふのではないか。ここらあたりにも後進国の開発に日本が協力できない面があるし、やはり貿易の伸び悩みもそういうのではないか。ここらあたりにも日本の場合には、そういうものは非常に弱いのではないか。そこらあたりにも後対処いたしておりますけれども、日本の場合には、そういうものは非常に弱いのではないか。ここらあたりにも後進国の開発に日本が協力できない面があるし、やはり貿易の伸び悩みもそういう点に根ざしておると考えております。それではいけない。やはりもつと、日本の立場があるいたしまして、も、積極的な取り組みというものが必要である、こう思います。が、具体的な考え方をひとつこの際通産大臣から聞かせていただきたいと思います。

いつも考えて、これを実施しておるところであります。しかし、それだからといって、アメリカと同じようなことができるかというと、そうはいかないということを夷は申し上げておるのであります。が、ただいまお取り上げになりましたコンサルタントの問題等も、まことにけつこうなお考案でござります。これはわれわれとしてもっと進めていつたらどうか、これは非常にけつこうだと私は思う。しかしその度合いが、どの程度にしていくかということは、日本の国力、日本の経済力、こういうこともよく考えながら、あがり飛び上がったといいますか、分に過ぎないままで、できるだけのことは今後

思つております。御承知のとおりに後進国貿易といふものは、いま伸び悩みの状態にある。輸出産品によつてそれが遅いはありますけれども、ヨーロッパ諸国の伸びのほうが相当に大きい。やはり日本として資金的な問題、そういうふたよなことだけでなく、欠缺するものがあるのじゃないか。そのことは私は技術協力、技術援助といふものに欠陥がある、こう思つておのります。たとえばコンサルタントの問題にいたしましても、アメリカ、イギリスはコンサルタントの企業を持つておる。それから西独は協会を持つておる。さらにまた技術者をアメリカなんかは一千名くらい教育をしておるといふようなことで、非常な熱意を持つて対処いたしておりますけれども、日本の場合は、そういうものは非常に弱いのではないか。ここらあたりにも後進国の開発に日本が協力できない面が

は、日本はやはり非常に積極的にやつておると思います。あなたも御存じのように貧者の一灯ということばがある。日本の経済力に応じて経済力以上のことをするれば、これは誠意においておる一生懸命にやつておるのですか、具体的にそれが数字の上ではいささか劣つておるということがあり得るかも知れないと思います。しかし、われわれは低開発国に対して、自分たちが引ききるのにその援助を断わるとか、あるいはまた貿易を振興する方途について積極的に取り組まない、こういう気持ちは毛頭ない。これはまた低開発国が伸びれば貿易があえるのですから、低開発国援助がすなわち日本の貿易をやすゆえんになる。特に東南アジア等の日本と特に関係の深いところにおいては、相当地私たちは積極的にこの問題を進めていかなければならぬ。こういう考え方は、常に政府の施策の面であります。

ですから、やつてあるんだといふ自信もあつて、けつこうでしようけれども、やはり臣省といふもの、そして、力強く問題を取り組むといふ態度がなければいけない私はず。そういう点について、いま一度大臣の心がまえを聞かしていただきたいと思います。

○福田（一）国務大臣 経済協力基金の問題は、御案内のように、協力でございまして、援助ではございませんから、協力にはある一定の条件でござりますし、また、国内問題で輸出入銀行との関係等々もありますし、いままであまりそら額が、百七十億に対しても、四、五十億しか運用されてない、残念なことであるということは、私も事情よくわかります。また、あなたがおつしやつたように、もつと積極的に前

○中村（重）委員 全然やつてないわけ
じゃありませんから、やってきておる、こら
と言われれば、やつていないんだと
言いませんけれども、實際は取り組
は非常に弱いと思います。たとえば、
経済協力基金の問題にいたしまして
も、相當な熱意を持っておやりになつ
た。しかし、百七十億くらいあるのに
四十億くらいしか使っていない。これ
は開銀との關係、いろいろの面もあり
ましょうけれども、あまりたなきら
し過ぎて、いるのじやないか。そこに何
とか、大臣のいまお答えになりまし
たが、その態度をもつて取り組むならば、
そういうふたよな問題もおのずから解
決をすると思います。それなりに後進
国に対するところの開発の協力とい
うもの前進をすると私は思います。

ております見本市は、次に申し上げますとおりでござります。全部で九つの見本市を考えております。そのうち、ただいま確定的に計画を進めておりますものは、香港の見本市、それからナダのブリティッシュ・コロンビア、これはバンクーバーでございます。それからパリの国際見本市、それからペルの日本農業機械巡回展、これは巡回見本市のようなものでござります。それからサンフランシスコの第七回世界貿易見本市に参加をする。それから、同じくアメリカのダラスの国際見本市に参加をする。そのほかサヨニカ米の国際見本市に参加をしてはいかががんばります。いま一ヵ所、市場の関係から南米方面のいすれかの地で見本市を開催する

きに取り組んでいくべきである。反省をしてやつていけ、こういうおことばは、よく私はそのまま受け取つて、十機会に、あなたからそういう御叱正なことはいけないと思います。こうしてまいりたいと思います。

○中村(重)委員 これらの問題に対する質疑はいすれまた適当な機会にいたしたいと思いますが、いま議いたしております法律案に関連する点ですが、見本市の問題ですね。二十九年度のわが国が海外で開催する日本市、また、外国が日本で開催をする見本市の計画をひとつ聞かしていただきたい。

○長村参考人 日本貿易振興会といいまして、三十九年度で海外に計画され

尋ねると、外國がやる見本市のうちに、中國の日本本
市ですが、中國としては、北九州に見本市を開催いたしたい、こういうことがあ
とであつたよう伺つておりますが、どういう理由なのか通産省としては、
北九州の見本市は認めない、こうしたことになつたようですが、ど
うしたことからせつかく外國が開こうとする見本市を認められないのか、その
点をひとつ大臣からお答えを願いたい。
○福田（一）国務大臣 御案内 よる
に、見本市を開くということは、国際
関係におきましてどこの国でもお互い
に相互主義でやつてきております。され
ばもういままで長い間そういう慣習
ができるわけございます。たま

したらいかがかと思いまして、目下
画をしております。これはいわゆる専
合見本市でございまして、商品、業種
等特定いたしませんで、全産業につき
まして開く見本市でございます。こゝに
ほか、私ども専門見本市ということば
を使っておりますが、特定の業種ある
いは特定の産業に即しまして見本市で
考えております。来年度は、たとえばト
ロントのプラスチック・ショー、アメ
リカのカリリフォルニアの家具ショーや
オーストラリアのシドニーのエンジニア
アリング・エキジビション・ショー等、全部
で八カ所くらいの専門見本市に参加をいた
したいと思って次第でございます。
国内で外國がやります見本市につきま
しては、日本貿易振興会といたしま
してはいま特別の計画を持っておりま
せんので、私からちよつと……。

たま去年は中国におきました。そこで上海で見本市が開かれました。そこで今度は、日本においても、四月と六月に東京と大阪で見本市を開く。ところが、まあ何か民間の方が向こうへ連絡をされて、九州でもやる、こういうことをきめられたようあります。が、そうしますと、二対三というわけです。いわゆる相互主義が破れるわけですね。これはこういう段階においていろいろの誤解を生むおそれがある。私は、日中関係が順次正常化できるものならば、そういう方向へ進んでいくことは、まあ政経分離のたてまえとは言い条、そういう方向へいくことはないと思いますが、無理をしたらかうって問題がこんがらがるというか、後退する問題です。こういう場合には、「二対二」ということになつておるのになぜ日本は三カ所を開かされたのか——一方から見れば開かされたと見るかもしれないと。まだ、宣伝からいえば、開かしたと言ふかもしれない。かえつてそういうことは、どこの国でもやっていいないことがここの場合に起きるといふよ。な形になることは、私は、そういうことではないと思っておるわけあります。むしろ好ましくない。そういう意味で今回は、やはり去年二回向こうで開いたのだから、今度は二回こちらで聞く、これが何か一番すなおなことじやないかと私は思うのであります。

他の国々との見本市にいたしまして
も、それなりの効果というものはある
わけです。ところが、去年は二カ所で
あつたからことしも一カ所だ、それで
は前進はないじゃありませんか。松村
さんも近く訪中をする、こういうこと
の計画があるようありますが、ほん
とうに通産大臣が日中貿易を促進して
いこう——相互主義もありましようけ
れども、それは三カ所せつから向こう
が開きたいというのだからそれを認め
て、そうしてまた日本も、相互主義と
いうことでいくならば三カ所開いてい
く、そういう態度こそ私は好ましいの
じゃないか。いまの大臣の答弁は、私
は、前向きではない、一つも進歩のあ
る考え方ではない、こう思います。そ
の点について、さうは時間の関係が
ありますからできるだけ議論をやるま
とと思いましたが、どうもいまの大臣
の答弁では納得できません。もう一度
お答え願いたい。

どこだつて、たとえば日本がソビエトとも
にやる場合においても、一年ごとに一
力所すつ開いてやつておる。アメリカ
の場合にもそういうふうなことで大体
やつておる。それで私はちつとも
貿易自体は、二回やつたから貿易額が
二倍になるというなら、これは考えな
ければいけないかも知れないが、そん
なものじやないと思ひます。三回やつ
たから貿易額が三倍になるという
ら、これはわれわれも大いに考えな
ればならないけれども、そういうもの
じやないだらう。要するに見本ですか
ら見本を見せ合つといふことなんです
けれども、見る意思がある人はそこま
で行って見たらいいので、そく無理を
しなければならないというものではな
いと私は考へます。

で率直なお答えを聞かしていただきたいと思います。
御承知のとおり組織は五百人をこえるといふ大きな組織に発展をいたしました。ようあります。ところが、その発展は量的な発展ということだけではダメだと思うのです。質的な発展といふものがそれに伴つてくるということが、一番重要な問題だらうと思います。ですから評判が悪い。その評判のとおりだとすると、量的な発展という一面だけであつて、質的な発展といふものが欠缺しているのじやないか、私はそういうふうに思うわけであります。いろいろ評判の中でありますけれども、ジエトロが寄り合い世帯だということがよくいわれる。寄り合い世帯といふ意味もいろいろありますようが、このジエトロが発足いたしまして、やはり各省から出向といふので役人の人たちも出られたのでありますようし、海外貿易を担当するという点から役所の窓口も幾つもあるというような点等、いろいろむしろジエトロ自体は迷惑しているような面もあるのではないかと思いますけれども、運営上のいろいろ欠陥といふものもあると思います。副理事長その他御出席の理事の方で、日ごろぶつかつて非常に困つたものだと考えている点もあるうかと思いますが、そういう問題をきょうはざらけ出していただきたい。そうしてジエトロがこれから先開放経済に対処する、ほんとうの質的な発展に寄与する、こういうことを役立たせていただきたい、こう思ひます。そういうことで抽象的な言い方でありましたけれども、申し上げた意味はわかるうと思ひますから、そういうことでひとつお答えをいたさきたい。

○長村参考人 いろいろと御注意いたしました。ありがとうございます。
だきまして、ありがとうございます。
た。おととはがございましたように、
ジエトロ、これは特殊法人になります。
たのが昭和三十三年、その前から數え
ますと昭和二十六年でありますから十
年以上たつておる、あるいは昭和三十
年歴史としては非常に浅い歴史である。
その間、ほんとうに皆さまのおかげ
で、いまのことばにもございました
ように、仕事の分量のほうは非常に大き
きふえてくる。これをおこなしますた
めに、所要の職員を整え必要な訓練を
いたしまして、御期待に沿うようにや
るのが私どものつとめでございます。
日夜努力はいたしておりますつもりでござ
いますけれども、まだ私のほうも至ら
ぬ点も多々ございますので、今後とも御
叱正を受けたいと思いますけれども、
ただいまの寄り合い世帯というお話を
ジエトロの現在の歴史を見ましても、
一つの組織をつくりますためには、各
方面の人材の御協力をいただかなければ
成り立ちません。もとより最近私ど
もは毎年優秀な新人を計画的に採用し
ておりますけれども、年齢
から申しましても、すべての組織を満
足するようになっておりません。あるい
は業界からあるいはまた関係の官庁方
面からの御協力を得まして運営してま
いるということは、今日の情勢ではこ
れはやむを得ないと申しますが、また
ある程度せひこういうこともしなけれ
ばならぬのじやないか。運営の面につ

が、今回歐州総局的な役割りを持つためには、パリの所長というだけでなく、やはり理事としてヨーロッパ全体を統括していくという立場を与えることが必要になつてまいりましたので、そのように処置したいと考えておる次第でござります。

○中村（重）委員 藤瀬さんにお尋ねいたします。これはあなたが事業部長でしょうから、そういう面を担当していらっしゃると思いますが、理事の増員をしなければ、また理事の地位を与えなければ、実際そういう運営の面に支障があるといふ実態でしようか。いまの通商局長のお答えに対しても同じようなことなら答弁しやすいと思いますけれども、意地の悪いお尋ねみたいになりましたが、実情をひとつこの際お答え願いたい。

○藤瀬参考人 私事業部ではございません。担当は海外事業でございます。ただいまの御質問、理事でなければ海外総局の仕事をやつていけないかということをございましょうか。——海外の仕事をやりますには、ジェトロの仕事は非常に性格が違いますので、実際に海外の仕事をよく知っている方でなくちやならぬと思っております。

ジェトロの仕事は、御承知のように引き合い、あるいはPR、あるいは展示、調査などといたします。これは大商社あるいは中小企業がおできにならぬことを私どもがやっていくわけでございます。非常にこまかい仕事でもって実際経験を経なければできないと思っております。そういうことからいいましても、もし海外総局というようなものを置かれまして、そこの適

の地域に最も経験の深い、またとてばなりその風俗、経済事情をよくきわめた方が適当だと思っております。あえて理事でなくやならないということはないと思います。ただその場合どういう権限を有するかということを考えます。少くともかまえとしてはいまからいいまして、仕事の実力者を持つていくべきだと思つております。

○中村(重)委員 率直な答弁だと思ひます。少くともかまえとしてはいま藤瀬さんがお答えになりましたような心がまえでなくやならぬと思う。通商局長だって同じだと思うのですよ。ところが、あなたとしては、できるだけ役所から出したいという考え方で立つて無理をしておられる。私は端的にそう申し上げたい。そのことは先ほどの質疑応答の中でも受け取れます。

そこで、具体的にお伺いいたしますが、業務部長、海外事業部長、調査部長、この三つのポストはどこの官庁の出身者で占められておりますか。プロパーの人がいますか。

○山本(重)政府委員 理事はそれぞれ違つておりますが、部長はたゞいまのところ通産省の出向者がいたしております。

○中村(重)委員 これも先ほど申し上げました附帯決議の精神に反する。少なくとも天下り人事ではダメなんですね。附帯決議の精神というものは、理事だけじゃない、やはりプロパーの職員を採用してそれを育てていく、こうしたことになればほんとうの仕事はできませんよ。ジエットロの仕事はお役

○長村参考人 ジェトロの人事の問題についてお聞きしてのただいまのお話、私は根本的に全く同感と申しますか、

ジェトロにおいては人間を極力活用するという考え方でいくべきだし、現にそういうことでやっておるつもりでございます。ただ申しましたように歴史が浅いために、必ずしも組織を固めるためには全部の人間が整いませんので、現在いろいろな方面から応援を得ているという実情でございます。

○中村(重)委員 あなたの答弁はこれまた事実に反する。もつと率直なお答えを願いたい。実際にプロパーの職員を採用しようとしても、定員その他の関係でできないのじやないですか。私がそのとおりお答え願いたいと前に言つたのはそのことなんです。言いつらうことと言つてもらいたい。そうでなければ副理事長としての任務はつとまらぬと申し上げたいわけです。私はあなたを攻撃するために言つて、いるわけじやありませんが、率直にお答え願えなければどうしてもことばがきつくなりりますから、率直にお答えを願いたい。

それから、いまの部長クラスにいたしましても、あるいは課長クラスにしても、ほとんど通産省を中心として、農林省であるとかあるいは外務省であるとか、そういうところから出向して、業務部長であるとか、こういう人たちは、山本局長が先ほどお答えになつたことは私はずうと思う。ジェトロに行つて箱をつけてほかの民間会社等

続しておりますか。交代しておりますが、のほとんどはまた役所に戻っているのでしょうか。たとえば三つのポストの人たちは、就任してからずっとそのままに、実は私どもいたしましては、ジエトロ・プロパーと申しますか、中の職員を極力活用いたしたいと思つておりますが、まだ歴史が浅いために必ずしも育つておりません。ですが、たとえば課長クラスになりますと、従来育つておりますものが、特に昨年あたりからは幸いに課長適任者が非常にたくさん出てまいりましたし、また現に相当数課長に上げておるわけでござります。それから部長につきましては、先ほど調査部長、海外事業部長その他のお話が出ましたけれども、現在は通産省の方が来ておられますから、前調査部長のこととは、シドニー・ジャパン・トレード・センターの所長に栄進いたしております。他の部長につきましても、機会がありますならば、枢要な地位にそれぞれ活用いたしたいと考えております。

○中村（重）委員 海外事業部長であるとかあるいは業務部長というのは、まだジエトロが発足してから御承知のとおりわざかなんですが、何回かわりましたか。山本さん御存じでしょう。私はわかっているのです。ある程度調べているのですが、それが事実かどうか尋ねているのですから、率直にお答え願いたい。

○山本（重）政府委員 必ずしもつまびらかにいたしておりませんが、大体二年あるいは三年くらいで交代いたして

おもりますので、二、三回交代があつたかと思ひます。

○中村（重）委員　四回くらいかわつているのでしよう。ですから一年半が二年くらいで交代しているのですから、ジエトロの仕事をさせようという熱意はありません。役所の人たちの外遊ですか。そういうふうに仕事をやりますか。まだこういうことをやりますか。通商局長それから副理事長、お答え願いたい。

○山本（重）政府委員　ジエトロの事業に適当な、いわゆるジエトロ・プロパーの人が育つてくるのを実は私たちも待つておるわけでございまして、適当な人が育つてくれば、漸次先般の附帯決議の御趣旨に基づきまして、なるべくそういう人たちに適当なポストをやつしていく大くようにいたしたいと思つております。これは私たち心からほんとうにそういうふうに考えております。ただそれまでの過渡期間に適当な人がなければ、やはり通産省からなりその他から探さなければいけないわけであります。その場合の任期その他は、通産省の出向者が行つて、そのまま向こうに身分を移してやつてもよろしいといふ本人の希望があれば、これはそれでよろしいのですが、そうでありませんと、やはり人事全体の関係で、ある時期には交代をしなければならないというふうのが実情思ひます。しかし、なるべくそろした過渡期を早く過ごしまして、ジエトロ・プロパーの人などがどんどん重要なポストにつくことを、私たちも心から願しておる次第でございます。

行くときに一応役所の籍は抜くのでしよう。一年半か二年で交代をさせ
る。大体このジエトロの人事権は、そ
ういうことであればジエトロ自体にな
いですよ。通産省にあるじゃないですか。
こういうことをやっているといふ
ことを私は聞いている。一年半なら一
年半の期限がくると、もうほつぼつ外
国に行つておる期限が参りますが、こ
の次はどうなたをおやりになるのでしょ
うかと、あなたのほうはお伺いを受け
るのでです。そういうでたらめなことを
やって、ほんとうにジエトロを質的に
うかと、あなたのほうはお伺いを受け
展させていこうという心がまえの上に
立つておりますか。何というていたら
くですか。そういうことではだめです
よ。いまのあなたの答弁だつて答弁に
なりませんよ。プロパーで採用した職
員が育つてない、それで役所から
やつた——それならば過去四年間に三
回も四回も交代をさせるというやり方
は間違いでしょ。出向させるときには籍
を抜くでしょ。退職金を出すでしょ
う。また帰る、そしてまた出す、そし
てまた退職金を払う、そしてまたもと
に戻る、そういうやり方じゃありませ
んか。そういうことは背信行為でし
ます。許されませんよ。このことをどうしま
すか。

十八号 昭和三十九年四月一日

○中村(重)委員 先ほど役所から行っている人たちはどれだけかと聞いたところが、四分の一だということですが、実際は違うのです。四分の一じゃない。トレード・センターにして、五十二名中四二名は役所出身です。その他調査員の問題でも大同小異です。たとえばトレード・センターでは、通産省から十三名、大蔵省から三名、農林省から六名、調査員は通産省から七名、大蔵省から四名、農林省から一名、全く役所だけで占めている。特に中心である業務部は通産省出身で固めてしまっている。そういうやり方です。くどいようでござりますけれども、あなたは良心的な局長であると私は思つております。私の申し上げることに非常に苦しいだらうと思う。根本から考え方を変えられなければならぬ。しかし局長、あなたの考え方ではない。これは通産省、あるいは大蔵省、あるいは農林省、官庁そのものの考え方方に問題がある。政務次官、こういうよくなでたらめなやり方を変えるためにどう対処していくですか。

○田中(榮)政府委員 このジエトロの人事につきましては、いろいろ御指摘がございましたように、附帯決議の精神が生きていらないじゃないかといふ常に強い声でございまして、私も全く同感でございます。そこで、現在までジエトロの運営というものは、各省から参りまして——これは天下りといふのではなくして、やはりジエトロの仕事の性質が各省と非常に関係が深いものでございます。たとえばどこの外でに参りましても、私もジエトロに参

りましたけれども、外務省の出先機関と緊密な連絡をとり、あるいはまた他の外務省の出先機関にあります各省の出先機関とも緊密な連絡をとつて仕事をしておるといふような関係がござりますので、そろした關係のしやすい者を持つていくといふような点から、各省から派遣したり、あるいは各省でやめた者を持つていつたわけございまます。そこで、現在のジェトロの人事を見ましても、たとえば副理事長長村君にいたしましても、もう五年七ヵ月も長い間やつていらつしゃいます。それからまた、農林省から行かれました山本君にいたしましても、五年七ヵ月と、いう長いことやつていらつしゃいます。その省の者といふよりは、もうジエトロ精神に生きておる、私どもはそう考えておるわけでございますが、そこで今後のやり方につきましては、中村先生のおっしゃることもそのとおりでございますので、人事の刷新等につきましては、今後十分にひとつわれわれもその精神を体しまして、理事長なり通産省幹部等ともよく相談をいたしまして、できるだけそういう精神でいくようにわれわれも努力してみた。そして名実とも民間機関であるといふようなことがはつきり言えるようなジエトロにもつていくのが必要じゃないかと考えております。

がふえていりますよ。三分の一以上あるのですよ。どうなんですか。あなたはそういう事実を知つて答弁していきますか。なぜそういうふうにアルバイトがあふえるのですか。臨時職員があふえるのですか。定員が少ない、そういうところに問題の一つがある。だから出向させるという形になる。事実上管理費は定員をふやすよりもずっと増大しているじゃありませんか。そういうことをよく御存じなくて、いまのような弁解にならない弁解じみた答弁をなさつている。それは答弁じゃありません。根本からこれを直さなければならぬ。私の質問にまともにお答え願いたい。

○山本(重)政府委員 御指摘のように臨時職員がかなり多くなっておりまして、ただいま百二十名程度になつておりますかと思います。その原因の一つは、非常に事業の増加が急でございまして、定員増が、それに伴わないための一つのギャップでございまして、この点は極力今後も定員の増加をするよう努めしなければならないと考えております。それからもう一つは仕事の中で臨時的な性質の仕事がちょこちょこ出てまいりまして、たとえばニニーヨーク博、あるいはアフリカに今度キャラバンを送るとか、そういうような事柄の性質上、臨時的な仕事がござりますので、そらしたものに充てるために臨時職員を使ひ、こういう要素もござります。それから予算定員との関係でございますが、実は通産省からいわゆる出向してまいります場合も、定員はジェットロの定員を食うわけござります。やはりその点はプロペーの人を採用するのと全く同じでございまして、予算上の定員をふやさな

いと、どっちにしても解決しないわけでございます。

○中村(重)委員 管理費が非常に圧縮されていることは事実です。ですから管理費をふやさなければだめなんですね。副理事長、そういう問題についてお答え願いたい。

○長村参考人 お話をのように、いまジェットロの予算の全体が三十九年度で四十億前後になるわけでござります。そのうち人件費を含めた管理費といふものは非常に少ない。これは実は私どもいたしましても、ジェットロの仕事というものは、先ほど申しましたように海外の仕事がおもでござりますから、勢い海外を中心とする事業費が多いのは当然でございまして、またそれ自身けつこうなことだと思うのでござりますけれども、事業を行ないますならば、やはりそれに応じた管理形態といふものは整備をしてまいらなければなりませんので、今後私どもは少しでも管理費の充実ということをお願いしたいと考えております。

○中村(重)委員 管理費が圧縮されているということは、いろいろな面に弊害を生じております。たとえば職員の問題でもそうです。厚生施設でもみな貧弱です。その他年金の問題等、いろいろあなたのほうでも悩んでいらっしゃる問題があるだらうと思う。そういう問題についてあなたのほうでは積極的に通産省と折衝しておりますかどうですか。

○長村参考人 お話のように管理面につきましてはいろいろ問題がござります。たとえば厚生施設のこと、御指摘のようにまだはなはだ貧弱なものであります。ようやくにして実は寮の建設が始ま

まりました。非常な無理をいたしました。寮の建設をいま急いでおります。しかし、それではまだ十分でございませんで、今後この問題を中心におましての管理費の充実といふことは、私どもも極力積極的に関係官庁の方面に御理解をいただきまして、お願いを申し上げたい、かように存じております。

○中村(重)委員 通商局長どうです。今後この問題についてどう取り組みますか。

○山本(重)政府委員 ジェトロの仕事は海外に重点がございます関係で、予算を要求いたします場合も海外経費に重点を置いてまいりましたために、そ

れに相応すべき国内の維持管理費とがバランスがとれておりませんので、その点をできるだけ早く是正したいといふうに考えておりまして、毎年予算編成のときにそういう努力をしてましまして、これも実はそうした管理費の不足を補うための一助でございます。

しかし、これではまだバランスのとれ体制になつておりますので、今後さらに御協力を得まして、そうした体

制をつくるように努力いたしたいと考えております。

○中村(重)委員 藤瀬さんにお尋ねしますが、いまの管理費の問題等、外地に行かれる職員に対しては冷遇されておるということが、海外に行く場合の大好きなマイナスになると思うのです

が、そこらあたりをぜひひとつお聞かせを願いたい。

○藤瀬参考人 給与関係と事務能力でございましょうか。

○中村(重)委員 そういう全体の問題です。

○藤瀬参考人 実は私はトロントでニューヨークにおいて、給料が非常に低いので、本部に対して改善をお願いしました。最近若干改善されたよ

うでございます。何といたしまして、も、まず給与を十分にやりませんなら

は海外の仕事は成果をあげないことを皆さんはわかりと存ります。また

事業費にいたしましても、やはりいまの予算内では、私どもが考えております点について、十分御期待に沿うむろ

なことはできないように思つております。

○中村(重)委員 次に、これは重工業

局の担当と思いますが、軽機械センターということができてやつておると思うのですが、これが

どうも私は問題のような気がします。

○藤瀬参考人 軽機械センターができる

所長をしておりますときに伺つたこ

とでございます。その際に、その当

時ミシン、双眼鏡、エレクトロニク

ス、そういうものがございました

が、これを私個人といたしましては、どういう体制で軽機械センターができるのか、いわゆる予算

の所長をしておりますときには、こう

聞かせ願いたい。

○中村(重)委員 藤瀬さんにお尋ねいたしました。これは局が違うという関係で、いろいろあなたのほうでも運営上

困難をしているという面があるじゃな

いかと思いますが、そこらあたりの内容、運営上あなたのほうで困難だと考

えられる点があるならば、その点をお聞かせ願いたい。

○藤瀬参考人 軽機械センターができる

所長をしておりますときに伺つたこ

とでございます。その際に、その当

時シャッポが二つあるといふような

ことは、運営上非常に問題点がある

じゃないか。そこらあたりは十分調査

くいくつていなければだめなんだが、い

ます。せつからくのそういう機関がうまく

やっておると思うのですが、これが

どうも私は問題のような気がします。

○中村(重)委員 いろいろいよいよ伺い

しましただけでも、どうもよくい

ていいといふふうに判断されるわけ

です。せつからくのそういう機関がうまく

やっておると思うのですが、これが

ていくといふような観点の上に立たなければいけない。そなつてくると、やはり低開発地域に対して、もつと積極的な取り組みをしていく必要があるとは思う。どうも出向者の問題と関連をして考えてみると、先進諸国、住みやすいところにはたくさん行って、住みにくいところには行きたくないといふ感じになっているんじゃないかといふ感じになつてゐる。私はこういう組織にいたします。その点はどうなんですか。

○長村参考人 先ほど五十二余りの施設があると申し上げましたのですけれども、現在のこの施設の分布状況を見ますと、ヨーロッパと北米で二十七になつております。実は從来の日本との貿易関係から申しまして、対米貿易なりその他が非常に量としても多かつた。沿革的に現在のような配置になっておりまして、私は率直に申し上げまして、ジエトロの今後を考えますと、これから進めてまいる市場、あるいはアフリカでありますとか中近東でありますとか、こういうところに私も今後はより多くの拠点を設けて活動を開始していくという方向に考えるのがやはり重点の一つであろう、かようになります。

○中村(重)委員 こういった問題をまだお尋ねしたいことが多いのでありますけれども、委員長と約束しました時間も近づいてまいりましたので、結論的にお尋ねしたいと思いますが、先ほどあなたのはうへ見本市のことをお尋ねをいたしましたが、見本市についてのお答えがありました。ところが、あなたのほうでおやりにならない見本市、民間だけでやる見

本市といふものもあるのでしょうか。その点はどうなんですか。
○長村参考人 先ほどお答え申し上げました見本市は、私のほうが主催をいたしまして、政府の補助金をちょうどいいいたしまして開催する。あるいは参加する見本市でございます。このほかに、民間だけの企画といったしまして、外國の見本市に参加をするとか、あるいは商品を持つてまいるということも現にござります。

○中村(重)委員 そうすると、あなたの方は参加しない見本市 参加できないのですか。
○長村参考人 そうではございません。ジエトロに關係なく、外國のあるところでは単独に参加されることもござります。

○中村(重)委員 そうすると、あなたのほうが参加するとなおうまくいくんじやないかと思ひます。それは、どういうわけであなたのほうは参加できな

○長村参考人 私ども、御承知のように事業をいたします場合に、予算を範囲内で計画を持ちますと、三十九年度は先ほど申しましたよくな状態になります。現在与えられました見本市予算の範囲内で計画を持ちますと、ジエトロが開催されるから非常に回りくどい答弁をされることはよくあります。それは私がそういうふうに受け取ったのかもしれません。しかし、ういう考え方があるので、そういうことで答弁をされるから非常に回りくどい。それは私がそういうふうに受け取ったのかもしれません。しかし、ういう結果になるわけでござります。

○中村(重)委員 大臣、いまお聞きのとおりですがね。見本市にしても民間だけでやっている。これはジエトロがせつかくできているんだから、ジエトロが参加してやる。主催してやる。主催までいかないにしても、いま申し上げたように、参加、共催という形でい

ろいろやると、それなりの効果は私はあると思う。しかし、それが予算の問題、定員の問題、いろいろなことでやれない、こういう実態であるわけですね。少なくともそういうことは、あなたの考えにはそぐわないと思う。そういう点は直していかなければならないと思いますが、あなたとしてはどうお考えになりますか。

○福田(一)国務大臣 極端のとおり、ジエトロが関係してやつたほうが効果があるものも相当あると思います。現段階では、すでに關係しないでも効果をあげ得るものもありますが、しかし、御質問の趣旨に従つて今後はであります。少しもジエトロを期待していかなかつたのではありません。諸般の情勢から、先方も必ずしもジエトロを期待していかなかつたのではないかと思います。

○中村(重)委員 そんなばかなことがありますか。先方が何で断わりますか。諸般の情勢、それはわかります。しかし先方はつけたりですよ。そういうことじやだめです。せつかくあなたは特殊法人として、理事長、副理事長も重要な役割を果たしているんだから、もっと積極的に取り組まなければだめなんですよ。あなたのほうは積極的に取り組んで、予算の獲得あるいは見本市の開催その他、先ほど私

○中村(重)委員 どうしてあなたのほうは、大臣をかばうわけじゃないけれども、大臣の知らぬことも數多くあると思う。だからもつと積極的に取り組んでおやりにならなければならぬ。私は、大臣をかばうわけじゃないけれども、大臣の知らぬことも数多くあると思う。だからもつと積極的に取り組んでおやりにならなければならぬと思います。今後どういうふうに思ひますか、伺いたい。

○長村参考人 おこほで恐縮いたしました。私ども今後積極的に事業の推進に大いにつとめたいと思いますので、特に御指導、御鞭撻をお願いいたしま

ばならぬと私は思います。それから、役員は、先ほど参考人からもお答えいただきましたが、できるだけ部外からでなくしてジエトロの内部からこれを活用していく、そういうことのほうが、実際は業務の運営はスムーズになります。そのとおりだと私も思いますから、役員も部内より登用していく、それから官庁よりの出向者もなくしていきたいことでなければなりません。いま直ちにストップしてしまうといふことは好ましいと思いますけれども、それがいま直ちにできないとするならば、その方向、附帯決議の精神を生かしてやつていく、こういうことにしなければならないと思います。まずこの三点に対して、大臣の率直な御答弁を伺いたい。答弁が納得いかなければ、それに対処する考え方をまたひとつここで……。

○福田(一)國務大臣 定員等の問題もあって臨時職員が非常に多い、これはすべて本職員にすべきであるといふ御趣旨でございますが、私はそれはけつこうだと存じます。今後努力をいたしたいと思います。

次に、役員を内部から出す、こういうことであります。いままでの経緯から見て、そういう傾きがあつたことは事実だと思います。ジエトロもできてからもう相当人も育つてきておりますから、今後順次内部からこれを登用するよう努めをいたしたいと思います。

第三点は、官庁からの出向者が非常に多い、こういうことであります。これはいろいろ問題もございまして、官庁から出向者がいるということは、

直ちに採決するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

採決いたしました。

まず、藤田高敏君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立少數。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、本案を原案のおとり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多數。よって、本案は原案のおとり可決いたしました。

おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二階堂委員長 午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩
午後一時五十三分開議
○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中小企業に関する件について調査を進めます。

企業倒産に関する問題について質疑の通告がござりますので、これを許可いたしました。田中武夫君。

○田中(武)委員 本日は、最近とみにふえました中小企業の倒産の問題に関

連をいたしまして、若干の質問をいたしましたのですが、それ前に、わが社

会党は、こういったよろな中小企業の危機にあたりまして、社会党の中に中

小企業倒産特別委員会といふのをつ

くつたのであります。われわれ野党が

これほど熱意を持っておるのに対し

て、政府があまりこの問題に熱意を

持っていないということは——この問

題につきまして私は通産、大蔵、法

務、労働の四大臣を要求したのであ

ります。もちろんそれぞれの大臣にはそ

れぞれの理由があることはわかりま

す。だがしかし、福田大臣を除いて他

の大臣が来ていないということは、こ

の問題に対して政府の熱意が足りない

ということをまず最初に申し上げてお

きます。

次に、具体的な倒産の件数をあげてお尋ねいたしますが、私のほうの調べ

たのによりますと、中小企業の倒産件

数といいますか、これは必ずしも資本

金をもつてその対象といたしております

のである大企業もあるかもわかりませんが、

まず本年の一月、負債一千円以上で

倒産をしたのが百九十八件、その負債

額は二百八十二億であります。戦後

最高であります。引き続き二月には、

同じく二百三十九件、負債額三百五十

一億、三月に入りました、これはまだ

これに比べて、十日間にすでに昨年の

一日間に百二十件、百五十億と、昨年の

一カ月分を上回った状態であります。

田中武夫君。

○田中(武)委員 本日は、最近とみに

よろな観点に立つて中小企業の倒産に

対する対策を考えておられるか、お伺いいたします。

○福田(一)国務大臣 お答えをいたし

ます。中小企業の倒産の問題は、ただいま田中委員が御指摘になりましたとおり、一月、二月と順次増大をいたし

てきておるわけであります。この原因等につきましては、暖冬異変あるいはその他いろいろの理由もありますが、いずれにしても、倒産のあることはわ

れわれとしては非常に遺憾のきわみであります。もちろんそれぞれの大臣にはそ

れぞれの理由があることはわかりま

す。だがしかし、福田大臣を除いて他

の大臣が来ていないということは、こ

の問題に対して政府の熱意が足りない

ということをまず最初に申し上げてお

きます。

次に、具体的な倒産の件数をあげてお尋ねいたしますが、私のほうの調べ

たのによりますと、中小企業の倒産件

数といいますか、これは必ずしも資本

金をもつてその対象といたしてお

せんので、あるいはその中にはいわゆ

る大企業もあるかもわかりませんが、

お尋ねいたしますが、私のほうの調べ

たのによりますと、中小企業の倒産件

数といいますか、これは必ずしも資本

金をもつてその対象といたしてお

せんので、あるいはその中にはいわゆ

る大企業もあるかもわかりませんが、

まず本年の一月、負債一千円以上で

倒産をしたのが百九十八件、その負債

額は二百八十二億であります。戦後

最高であります。引き続き二月には、

同じく二百三十九件、負債額三百五十

一億、三月に入りました、これはまだ

これに比べて、十日間にすでに昨年の

一日間に百二十件、百五十億と、昨年の

一カ月分を上回った状態であります。

田中武夫君。

○田中(武)委員 本日は、最近とみに

よろな観点に立つて中小企業の倒産に

す債務のある程度繰り延ばしをする等の措置をいろいろ講じまして、できる

ことの対策をどう立てておられる

かお伺いたします。

○福田(一)国務大臣 倒産の問題につ

いても事態に応じて政府としてとり得

る措置をいろいろ講じまして、できる

だけこういう倒産の少ないように努力

をいたしてまいりたいと思います。

○田中(武)委員 いま大臣から、中小

企業の倒産について若干の対策につい

て伺いましたが、これは抽象的であつて、あまりにも具体性を欠いておると思

います。これはおいおいま質問で明瞭かにしていきたいと思っておりま

すが、とともにかくにも一月以来どんどんど倒産数がふえておる。ことに三月

末から四月にかけて決算が集中する時

期にはもつと激増するのではないか、

このように思うのであります。昨年中

にあたりまして、まず中小企業の金

融については格段の注意を払ひよう

にすることを、大蔵省の銀行局のはう

からも各銀行のほうへ連絡もし、指示

もし、日銀もまたそういう方向で措置

をとってきておるのであります。実際にはいろいろの事情もあります。暖

冬異変とかあるいは過度に設備投資を

して、その結果運転資金の不足を來

たし、あるいはまた高利の金に困る

か、あるいはその他のいろいろの事情

によりまして倒産が起きておるとい

うことです。私はまだ高利の金に困る

か、あるいはその他のいろいろの事情

によりまして倒産が起きておるとい

うことです。私はまだ高利の金に困る

か、あるいはその他のいろいろの事情

によりまして倒産が起きておるとい

うことです。私はまだ高利の金に困る

か、あるいはその他のいろいろの事情

によりまして倒産が起きておるとい

うことです。私はまだ高利の金に困る

か、あるいはその他のいろいろの事情

によりまして倒産が起きておるとい

うに倒産の原因を分析をせられ、その原因ごとの対策をどう立てておられる

かお伺いたします。

○福田(一)国務大臣 倒産の問題につ

いては個々の場合に応じて、こ

れが波及を防ぐといふような意味にお

いて何よりもいろいろ調査もいたし、ま

た措置もいたしておりますが、この原

因を分析して、その分析した種類に応

じての対策を立てる。こういうことはわれわれとしてはまだ具体的に措置はいたしておりません。ということは、倒産をするような企業はいろいろの事情があり、いろいろな種類の産業があつて、しかもその原因がみな別々でござります。これをおしなべて一つのワクに入れていくといふようなものではなくて、いまあなたがおあげになつたようなものが二つぐらい競合したり、あるいは一つであつた場合でもその信用度合いが違つたり、いろいろな信託もつするならば、革命的な中小企業が多く倒れてしまつたことは、ただ単に対処を立てたとしても倒産の場合はこれに対する対策を立て、これが波及をしないようにするというようなことはわれわれとして十分やつておられますから、そのところはいたしましたが、いざれにしても倒産の場合はこれに対する対策を立て、これが波及をしないようにするといふことではわれわれとして十分やつておられますから、それから、これは倒産の問題でございますが、中企業あるいはまた企業をおやりにならざる者は、自己の責任においておやりになるわけであります。それから、政府としては十分ひとつ企業は合理的に、しかもあまり過度の投機といふことなどをしないように、よく世界の経済事情、日本の経済の中に置かれたその企業の位置を十分注意しながら、その責任においてこれをやるようになります。しかしそういう考え方であります。しかしそういう考え

方、いわゆる自由主義経済の考え方方に立ってやつております。金融引き締めの具体的な問題が出て、それが直接に影響するということは皆無とはいえないと思うであります。したがつてそういう場合には、われわれとして措置をします場合には、中小企業に影響のないような十分な措置はとつていかなければならぬと思ひます。が、個々の企業を全部国でやるとか、あるいは国が統制をしてやるとかいう場合ならばこれは方法もあると思ひますけれども、いまのようく企業が自身の責任において仕事をしていくといふ場合において、まず第一に気をつけてもらわなければならぬのは企業者自身であると私は思ひのであります。ところがその企業者の責任でなくして起きるような場合、いわゆる連鎖反応的に事が起きてくるような場合には、これは非常にお気の毒な事態でありますので、こうしたことについて、たとえば手形が不渡りになつたというような場合は、できるだけ金融の措置を見て、連鎖反応を起さないよう努めてもらいたいということを大蔵省にも申し入れをしておりまし、またわれわれとしてもできるだけそないうような措置で、たとえば組合その他の金融等を通じて努力はいたしてまいつておるわけであります。

個々の対策を立てるべきじゃないか。現に中小企業庁では業種別振興法だとか近代化促進法などかいうふうにやっておりながら、一方倒産の原因について、それを原因別に区分して検討するといふことができないわけはないと思います。いままでやつてはいけないが、今後そのような原因別の倒産の理由を調査して、それに対しきめこまかに——たとえば設備投資の行き過ぎによる問題で倒れたのか、あるいは親会社の倒産に基づく連鎖反応的なもので倒れたのか、これらについてそれぞれ適切なきめのこまかい対策が必要であらうと思います。この点についてもう一度お伺いいたします。

○福田（一）国務大臣　ただいまも申上げたところでござりますが、調査することは、今後これが政策樹立のせになるとか、資料になると思います。だと思ひますが、ただこの問題はそちら、それは調査はいたしてもけつことにならぬ場合には同じようなケースはほんどのものではないか。いまあなたでおっしゃたような、たとえば設備過剰で倒れたものに対ししてどういう手をつかということになりますと、そういうようやうな無謀な計画をしないように、なさいといふようなP.R.はできると申うわけですが、しかしそれだけなら、設備過剰で倒れたんだから、じつはどうするかといふことは、確かに政策類をしておくといふことは、確かに政策樹立の面においては効果があると申なが私は問題があろうかと思つておけであります。しかし、そういう分類をしておくといふことは、確かに政策樹立の面においては効果があると申いますから、どういう分類が適当でありますか、今後いろいろ研究はいたしてみるか、今後いろいろ研究はいたしてみたいところであります。

融措置をとるよう努めても、できるだけそういう場合には、こういうことを言うておるわけあります。
○田中（武）委員 いま大臣は、金融についても市中銀行筋が、こういうふうとなんです。まさにそのとおりであります。いわばこういった金融機関、銀行等が、中小企業あるいは大企業も含めて、生殺予奪の権利を持つておるところが今日の実情でございます。この点については後ほどまた具体的に触りたいと思いますが、もう一つ一般的な問題としてお伺いたしたいのは、この倒産の中で特に機械金属関係と織維関係が多いのであります。（二）の例をもつて見ますと、先ほど申しましたように、全体で百九十八件のうち機械金属関係が五十八件、これは負債は一千万円以上ですが、その総負債額は四十七億六千万円、織維関係は五二件、その総負債額は百二十五億七万円、こういう状態であります。特に金属と織維にこういう倒産が多いのをどういう理由でありますか、その原因を調べておられるなら伺いたいと同時に、それに対する対策を伺いたい。

ても合理化、近代化、設備の近代化しなければいかぬ。親企業のはうめ備の近代化が必要であります。何しても下請その他においても、設備によって輸出も伸びる、伸びるからた設備をふやすといふように、いまぐん伸びておる段階であります。されでありますから、そういう設備をはりかなりしなければならない。親業のほうからもそういうことを要講の關係からいつても、やはり設備をいものにして、そして親企業の仕事と、あるいはまた輸出に努力をする、こういうふうになつてきておる、と思うのであります。そういうわる伸びがぐっときてきた産業である、それだけにまた問題がいろいろきる。設備をよけいしたとか、あるは設備をするには資金を相当しなければいかぬとか、そういうようなことら、また一方においてはそういうよな設備過剰の問題もあるし、一方においては、機械工業というのはいま非常に技術革新が行なわれておりますら、ちょっとおくれるともうその経がむずかしくなるといふようなことありまして、そういうこと等がかな重なり合いながら、倒産關係にも非にその数字があらわれてきたんじやいか、こういうふうに考えておりす。

とにとんろ まな常りが營か常おうかれい起あゆとすをい業さ企やそぐまとくのど設

見えることは遺憾であります。それほど申しましたように、一千万円以上の負債で倒れたのが、一月が五十二件、二月が四十一件、そして三月の十日までで十九件、その負債額は、上から一月、二月、三月と読みますが、一月が百二十五億七千万円、そして二月が二十七億八千万円、そして三月十日までが十五億となっているのです。これを見ますと、私は暖冬異変の結果ではないというふうに思うのです。といふことは、むしろ暖冬異変のために用意しておった冬物が売れなかつたというようなことからくるとするならば、二月、三月のほうが数字がふえていくべきじゃないか。ところが、一月をピークとしてむしろ下がつておるという傾向は、暖冬異変とは言えない。もつとほかに原因があろうと思うのです。こういうような業種別の倒産理由というものを御検討になつたことがありますか。これは大臣に伺うと同時に、中小企業庁長官、あなた方の所管しておられる法律に、中小企業業種別振興法とか近代化促進法とかいう法律があります。これはすべて対策は業種別に行なうように法律のたてまえがとられております。だからその倒産について、業種別の対策なり業種別の調査ができるといいということはないと思います。大臣並びに中小企業庁長官にお伺いいたします。

ものはどういふうにしておるかといふのだから、一月によけい出たのを十一月ころにみんなきまつてしまふのです。それで十一月、十二月が暖かいもので、二月、三月はまあその残りが出た、こういふうに見るのが私は一応のあれじやないかと思うわけです。こゝはあなたはわかつていられて御質問でござりますから、私もそんなことは申し上げませんが、全部の問題について業種別にどういふうにしておるかということは、政府委員のほうから答弁をさせていただきます。

ル着尺の生産過剰としよりよくなことを
業が非常に困難な情勢におちいったのであります。しかし實際にもさつとなく担当官を現地に派遣いたしました。
業種対策、特に組合等を中心いたしまして、まして善後策は十分講じてまいったつもりでござります。もちろんこれによつて全部問題は解決したわけじゃございません。まだ問題は残つております。むしろ三月までの危機を一時先に綠り延べたといふような情勢じやないかといふうに私は見て、非常に心配をいたしておりますが、御指摘のよろしく業種別にきめこまかく施策を講じていく必要があるというふうに考えておられます。

も少しが時間がかけてこれはやるべ
じやないかというふうに考えておりま
すが、そういうことのために、一部の
業者につきましては先行きを樂觀する方
といふ悪いのですが、相当その産業
が需要が伸びると見まして、相当の設
備をやっております。また、中小企業
はいわゆる近代化を迫られて、設備を
やらなければいかぬという情勢でござ
いますので、設備をしたために金額なり
が悪くなつた、充り上げが思うよろしく
伸びない、いわゆる機械化資本といふ
ふうなことがいわれておりますが、な
ういうふうなことも重なりまして、機
械金属等に最近は相当の、もちろんと
れは全体ではございませんが、一部に
ついて相当苦しい状況に追いつまれて
おるというふうに見ております。

あげました倒産の数字は、大臣なりります。小企業庁長官も大体お認めのようになります。この数字の中で、いわゆる字倒産、言うならば自己の責めに帰される原因によって、当然黒字であります。このうちで何%になるか、これは調査業の倒産その他によつて倒れたところのいわゆる黒字倒産、いうものが全部のうちで何%になるか、これは調査しておられますか、伺いたします。

○福田（一）国務大臣 設備近代化その他においていろいろ積極的に、何かいろいろことをする場合には政府としてはこのような手を打つてあげる、こということは、だんだん法制を整備していくやつてきておるわけであります。そこで、そういうものがうまくいかなかつたときには今度はどうするか、いうことがあります。私はこの問題は研究はすべき問題であると思いますけれども、はたしてどういう方法でやるかということになると、なかなかむずかしい面が多からうかと思います。したがいまして、御意見もござりますので、今後は検討いたしてまいりたいと思います。

○中野政府委員 いわゆる連鎖反応によるところの倒産、といふのがどれくらいあるか、これは連鎖倒産なのか、あるいはその企業そのものに欠陥がある、あつてそういうふうになつたのか、それがよそのほうの倒産のあたりを受けたなつたのかといふ、これはいま大臣がおっしゃつたように、なかなか認定が、私はそういうところまで政府のほうはむずかしいと思います。ただ、調査としては、これも政府は調査しないのだけしからぬという御意見もござりますが、私はそういうところまで政府のほうで一々立ち入つてやるかどうかとい

うことについては疑問を持つております。一応われわれのほうとしては、東京商工興信所ですか、いま先生が御指摘になつた倒産の数を調べておる信用調査の機関がござりますので、そういうところから十分われわれのほうは資料をもらいまして調べております。しかし、これはそういう民間の調査機関の調査でございますので、これによつて、参考にはいたしますが、決定的にわれわれはその評価をいたしておるわけではございません。しかし、そこの調査によりましても一般的に連鎖反応による倒産ではないかといふものが数件ございます。たとえば今度東京発動機が倒産になりましたが、そういうものに関連して三件四件の倒産があつた。これはほんとうの関連会社でござりますので、そちら判定を下しておられます。しかしそれがはたして黒字経営であつたのに倒産したのかどうかといふことになると、これはなかなか判断がむずかしいのでございまして、そういう点につきましてもわれわれとしては十分気をつけてはおりますが、いま申し上げましたように、民間の調査でござりますので、私のほうからはつきりしたこととは申し上げかねます。

○田中(武)委員 私が申し上げておるのは、まず第一は、積極的政策の面では、中小企業の業種別振興法、近代化促進法というのがあるわけですが、それが積極的一面の政策であるとするならば、今度は倒産のよろな場合、ことに、先ほど申されたように、機械金属とか織維だとか、こういったものの倒産が多いといふ。こうなりますと、中小企業の近代化は業種別に立てるのではなく、それも立てるのではあります。ところの税金でもつて處理をしていくことがはたして正しいあり方

の消極的政策に対しても業種別の対策が必要ではないかといふことがあります。一応われわれのほうとしては、東京商工興信所ですか、いま先生が御指摘になつた倒産の数を調べておる信用調査の機関がござりますので、そういうところから十分われわれのほうは資料をもらいまして調べております。しかし、これはそういう民間の調査機関の調査でございますので、これによつて、参考にはいたしますが、決定的にわれわれはその評価をいたしておるわけではございません。しかし、そこの調査によりましても一般的に連鎖反応による倒産ではないかといふものが数件ございます。たとえば今度東京発動機が倒産になりましたが、そういうものに関連して三件四件の倒産があつた。これはほんとうの関連会社でござりますので、そちら判定を下しておられます。しかしそれがはたして黒字経営であつたのに倒産したのかどうかといふことになると、これはなかなか判断がむずかしいのでございまして、そういう点につきましてもわれわれとしては十分気をつけてはおりますが、いま申し上げましたように、民間の調査でござりますので、私のほうからはつきりしたこととは申し上げかねます。

○田中(武)委員 私が申し上げておるのは、まず第一は、積極的政策の面では、中小企業の業種別振興法、近代化促進法というのがあるわけですが、それが積極的一面の政策であるとするならば、今度は倒産のよろな場合、ことに、先ほど申されたように、機械金属とか織維だとか、こういったものの倒産が多いといふ。こうなりますと、中小企業の近代化は業種別に立てるのではなく、それも立てるのではあります。ところの税金でもつて處理をしていくことがはたして正しいあり方

であるかどうか、ここに私は一番根本的な問題が出てくるだらうと思う。だから、その問題からまずわれわれは研究し、これはどの程度までは考えなければならない。またその業界に關係する人たちは、自分たちでいろいろくふりをしながらやつているのに、政府がある程度の援助をするということがあれば——これは例の保険といふような制度もあるのでありますから、考えられる余地がござります。しかし、倒産をしたからといって、その倒産した人のことを全部国でもつてあるとすると、もしそういうお考えであるとするならば、私はここに一つ問題があろうと思う。だから私は先ほどから、考え方としてはわかります。たゞそこにとおりであります。昨年当委員会で、大臣と私と並んで中小企業基本法を論議いたしました。そのとき、政府の考え方方は、大企業に奉仕する中小企業の育成である。したがって、中小企業における零細企業との違いでありますか、こうしたものに対する中小企業の責任をもつて政策にすぎないということではない場合もあるけれども、自分の責任を負われれば保障されておるのでありますから、そういう形でやっていく必要がありますが、その場合に、責任とがいふ必要があるから私はそういうことを申し上げておる。

それから今度は、企業庁がそういうものを調査しておらないということはけしからぬではないかということです。私はこの根本の問題を含めて考えてみる必要があるから私はそういうことを申し上げておる。

それから今までの仕事といつましても、それは、そういう点について国家が何らかの措置をするということになつたら、これが財政的な措置といふことが必要になるであります。その財政的な措置といふことは、そういうことをやらない、関係のない国民が出した金でありますから、その人のやり方が悪かつたために倒産した分まで全部補償してやらなければならぬ、そういう場合も起きると思う。当然無過失でもつて起きる場合もあるでしよう。しかし、それを全部、ほかの責任のない人が出します。しかし、これは大蔵省等はごらんになつたかどうか、まだお伺いいたします。

○福田(一)国務大臣 私は、その問題は政治的根本に帰していくと思うのであります。ということは、どういうことかといふと、あなたの言われるようないふ企業といふますか、営業の自由をわれわれは保障されておるのでありますから、そういう形でやっていく必要がありますが、その場合に、責任とがいふ必要があるから私はそういうことを申し上げておる。

それから今までの仕事といつまでも、それは、そういう点について国家が何らかの措置をするということになつたら、これが財政的な措置といふことが必要になるであります。その財政的な措置といふことは、そういうことをやらない、関係のない国民が出した金でありますから、その人のやり方が悪かつたために倒産した分まで全部補償してやらなければならぬ、そういう場合も起きると思う。当然無過失でもつて起きる場合もあるでしよう。しかし、それを全部、ほかの責任のない人が出します。しかし、これは大蔵省等はごらんになつたかどうか、まだお伺いいたします。

○田中(武)委員 大臣はいまいみじくは政治的根本に帰していくと思うのであります。ということは、どういうことかといふと、あなたの言われるようないふ企業といふますか、営業の自由をわれわれは保障されておるのでありますから、そういう形でやっていく必要がありますが、その場合に、責任とがいふ必要があるから私はそういうことを申し上げておる。

それから今までの仕事といつまでも、それは、そういう点について国家が何らかの措置をするということになつたら、これが財政的な措置といふことが必要になるであります。その財政的な措置といふことは、そういうことをやらない、関係のない国民が出した金でありますから、その人のやり方が悪かつたために倒産した分まで全部補償してやらなければならぬ、そういう場合も起きると思う。当然無過失でもつて起きる場合もあるでしよう。その財政的な措置といふことは、そういうことをやらない、関係のない国民が出した金でありますから、その人のやり方が悪かつたために倒産した分まで全部補償してやらなければならぬ、そういう場合も起きると思う。当然無過失でもつて起きる場合もあるでしよう。しかし、それを全部、ほかの責任のない人が出します。しかし、これは大蔵省等はごらんになつたかどうか、まだお伺いいたします。

○福田(一)国務大臣 その陳情書は見ております。しかし、これは今後の問題として、中小企業を育成するという面と、アフターケアといいますか、そういう面も、それは政治の姿勢であると言われています。たゞそのとおりであります。昨年当委員会で、大臣と私と並んで中小企業基本法を論議いたしました。そのとき、政府の考え方方は、大企業に奉仕する中小企業の育成である。したがって、中小企業における零細企業との違いでありますか、こうしたものに対する中小企業の責任をもつて政策にすぎないということではない場合もあるけれども、自分の責任を負われれば保障されておるのでありますから、そういう形でやっていく必要がありますが、その場合に、責任とがいふ必要があるから私はそういうことを申し上げておる。

それから今までの仕事といつまでも、それは、そういう点について国家が何らかの措置をするということになつたら、これが財政的な措置といふことが必要になるであります。その財政的な措置といふことは、そういうことをやらない、関係のない国民が出した金でありますから、その人のやり方が悪かつたために倒産した分まで全部補償してやらなければならぬ、そういう場合も起きると思う。当然無過失でもつて起きる場合もあるでしよう。しかし、それを全部、ほかの責任のない人が出します。しかし、これは大蔵省等はごらんになつたかどうか、まだお伺いいたします。

○福田(一)国務大臣 その陳情書は見ております。しかし、これは今後の問題として、中小企業を育成するという面と、アフターケアといいますか、そういう面も、それは政治の姿勢であると言われています。たゞそのとおりであります。昨年当委員会で、大臣と私と並んで中小企業基本法を論議いたしました。そのとき、政府の考え方方は、大企業に奉仕する中小企業の育成である。したがって、中小企業における零細企業との違いでありますか、こうのものに対する中小企業の責任をもつて政策にすぎないということではない場合もあるけれども、自分の責任を負われれば保障されておるのでありますから、そういう形でやっていく必要がありますが、その場合に、責任とがいふ必要があるから私はそういうことを申し上げておる。

それから今までの仕事といつまでも、それは、そういう点について国家が何らかの措置をするということになつたら、これが財政的な措置といふことが必要になるであります。その財政的な措置といふことは、そういうことをやらない、関係のない国民が出した金でありますから、その人のやり方が悪かつたために倒産した分まで全部補償してやらなければならぬ、そういう場合も起きると思う。当然無過失でもつて起きる場合もあるでしよう。しかし、それを全部、ほかの責任のない人が出します。しかし、これは大蔵省等はごらんになつたかどうか、まだお伺いいたします。

それからもう一つ、いまのお話をございますが、そういうような連鎖反応を起こすような場合においては、われわれは、現段階においては、金融面においてこれを何とかするというようなことについて努力をいたしたい、こういった意味で考えておきめを願つた法律、またわれわれが必要とする政策を出したします場合には、われわれ政府は何でもやれるというものではございません。皆さん方におきめを願つた法律、やつていくのであります。およそ政府が処置をいたしました場合においては、認めましたので、そしてそれを、認めていただいた法律の範囲内において私たちは政治をやつしていくのであります。これがもうあなたも御承知のとおりの、いまの民主主義の姿、民主主義の政治の姿であります。したがつて、いまの法制の中において、でき得る限りのこととはいたすべきであります。しかし、法制の範囲を越えて私がかつてなことをしたら、これは越権行為と言わなければなりません。しかし、それは法律論をただここで展開したので、このことが一番先に出ておりませんと、これから私がお答えをすることが、あなたからお質問をいただくことについても、まずそのところの問題、その基礎がないというと話がこんがらかってくるというか、混乱するおそれがありますので、一言それに触れたわけであります。私はいまの法律の許す範囲内においては、できるだけのことを考えてみたいということを申し上げておるのであります。

なつていいですか、そういうふう答弁にはなつていいじゃないですか、こう考えます。が、さりとて大臣は、そういう黒字を見つつあるものに対しても考へるのだと、こういう気持ちのあることを了承いたしまして、次に移りたいと思います。

さて、この陳情書なるものも同じくお読みになつたと思いますが、この陳情書によりますと、東京発動機株式会社、これは資本金が五億円で、去る二月二十四日午前十一時に、東京地方裁判所民事部第八部に対して会社更生手続開始の申し立てをしております。このことは御承知であろうと存思うし、あとでこのことについて法務省にもお伺いたしたいと思っておりまます。この東京発動機株式会社は大正十一年に発足をいたしまして、すでに四十二年の歴史があります。そうして、昨年の実績を調べましたら、船外機――発動機の船外機ですが、これの売り上げが四億五千七百万円、これは業界第一であります。全国の生産比率にいたしまして七五%を持っておるのあります。まさに独占にひとしいと言つても過言ではありません。さらには、これはポンプでも、揚水ポンプとか消防ポンプとかいろいろあります。が、これの売り上げ高が同じく四億五千五百万円、業界第一位であり、その全国比は五一%であります。オートバイの金額は三十五億八千七百万円、これは業界第五位であります。ほかにいなり五一%の生産をし、業界第一位の年、三十八年度において全国の七五%

かもその上、二サイクル・エンジンで手続開始申し立てをするに至るようになつたということについて、これは大臣直接はどうかと思いますが、関係の向きにおいて調査をせられたことがありますか。いかがございましょうか。

○福田（一）國務大臣 私は陳情書を貰ておりますので、調査をいたさせておきます。まだこまかい点まではわかつておりませんが、大体の内容は了承いたしております。

ただいま御指摘になりましたように、確かにこれは船外機とか、あるいはまたポンプの面では相当優秀な仕事をいたしておられます。しかし、いまの二輪車といいますか、オートバイの関係等々においては、あまり仕事がうまくいくておらない。一時は非常にうまくいくつておつたのですが、それが先ほど私が申し上げたように、こういうような仕事といふものは、ちょっとと油断をしてもよそに追い越され、あるいはまた輸出ができなくなるというような事情があるのであります。特にこの会社において残念であつたことは、そのいわゆる二輪関係のオートバイといふような仕事のほうのウエートが売り上げ高の七五%を占めておりまして、業界第一位、日本でも第一位といわれるような船外機、あるいはまた、そういうポンプ類の分は事業のうちの二五%である。二五%は非常にうまくいっておりましたが、七年においていつも赤字が出るというようなことが四、五年も続いたため

に、どうもそういうことになつたのではないか、私はまだ詳しい、こまかいことは存じておりますが、大体の傾向から申しますとそういうことが今日の倒産を引き起したのではないか、こういうふうに理解をいたしております。す。

○田中(武)委員 私は東発の過去の配当の実績を調べてみました。そういたしますと、二十六年から三十二年、この間十二期にわたって三割配当をいたしておりであります。そうして三十二年から三十四年の間、六期にわたつてまで二割あるいは一割五分、一番少くないときに八分の配当をしておるのであります。それが三十五年の九月末期、初めてゼロ配ということになつたわけであります。かつては三割配当をしておる、こういう会社が、なぜ急にこういう状態になつたのか、そこに一つの疑問を持つのですが、これは私企商業に対して、いわゆる行政権をもつてはそこまでの調査はできないかもしけれません。あるいは会社更生法による申し立てが出ておるのでありますから、その方面等についても調査の必要があるろうと思いますが、そういう点について、過去において三割——三割といえども、これは全国でも有数な配当率だとと思ひます。そういう会社が突如として無配になり、今日、会社更生法の申請をするようになつた、こういうところには一体どういう原因があるのか。これは大臣言われたように、日進月歩の世の中によつて、やはりつかりしておるからなつたのだろうということもありましようし、いずれにいたしましても会社経営者の一つの責めは免れない、このように考えるわけなんですが。

が、そういうような過去のいきさつ、あるいは配当率等から見まして、なぜこういうようになったのか、ここに何らか人為的なものが考えられないのか、そういうことについては調査せらるべきだ、いかがでございましょうか。

○福田（一）国務大臣 そういうことに對しても關係者から大体の報告は聞いております。しかし、それが原因の全部であるかどうか、なかなかそこまでは調べがまだついておりませんが、私の了解しておるところでは、おっしゃるとおりこのオートバイというのはいま第五位くらいになつておりますが、一時は一、二を争う会社であった。そしてシアエもオートバイ生産高の一七、八%を一時は占めておつた。今日は二%から三名以内になつたといふことでございまして、それはいかに仕事がうまくいかなかつたか。うまくいかなかつたというのは、やはりみんなの需要に応じなかつたというか、みんなの好みに合わなかつたというか、機械が悪かつたかもしれないし、とにかく何とかそういうように事業經營の面においてほかの会社におくれをとつた。そのために、結果においてだんだんそういうシエアが落ちてきた、こういうことであります。それが今度の一一番の原因だと思います。したがつて、そういうことを申し上げるのは死人にむらうつということと恐縮でありますが、やはり会社經營をなすつていらっしゃつた人の大きな責任がそこにあるといわなければなりません。

それからもう一つ、いまのお話でございますが、そういうような連鎖反応を起こすような場合においては、われわれは、現段階においては、金融面においてこれを何とかするというようなことについて努力をいたしたい、こういう意味で考へるということを申したのであります。およそ政府が処置をいたします場合には、われわれ政府は何でもやれるというものではございません。皆さん方におきめを願つた法律、またわれわれが必要とする政策を出して、そしてそれを、認めていただいたい法律の範囲内において私たちは政治をやっていくのでありますと、これがもうあなたも御承知のとおりの、いまの民主主義の姿、民主主義の政治の姿であります。したがつて、いまの法制の中において、でき得る限りのことはいたすべきでありますと、しかし、法制の範囲を越えて私がかつてなことをしたら、これは越権行為と言わなければなりません。しかし、それは法律論をただここで展開したので、このことが一番先に出ておりませんと、これから私がお答えをすることが、あなたのかられるというか、混乱するおそれがありますので、一言それに触れたわけであります。私はいまの法律の許す範囲内においては、できるだけのことを考えてみたいということを申し上げておるのであります。

なつていいですか、そういうふう答弁にはなつていいじゃないですか、こう考えます。が、さりとて大臣は、そういう黒字を見つつあるものに対しても考へるのだと、こういう気持ちのあることを了承いたしまして、次に移りたいと思います。

さて、この陳情書なるものも同じくお読みになつたと思いますが、この陳情書によりますと、東京発動機株式会社、これは資本金が五億円で、去る二月二十四日午前十一時に、東京地方裁判所民事部第八部に対して会社更生手続開始の申し立てをしております。このことは御承知であろうと存思うし、あとでこのことについて法務省にもお伺いたしたいと思っておりまます。この東京発動機株式会社は大正十一年に発足をいたしまして、すでに四十二年の歴史があります。そうして、昨年の実績を調べましたら、船外機――発動機の船外機ですが、これの売り上げが四億五千七百万円、これは業界第一であります。全国の生産比率にいたしまして七五%を持っておるのあります。まさに独占にひとしいと言つても過言ではありません。さらには、これはポンプでも、揚水ポンプとか消防ポンプとかいろいろあります。が、これの売り上げ高が同じく四億五千五百万円、業界第一位であり、その全国比は五一%であります。オートバイの金額は三十五億八千七百万円、これは業界第五位であります。ほかにいなり五一%の生産をし、業界第一位の年、三十八年度において全国の七五%

かもその上、二サイクル・エンジンで手続開始申し立てをするに至るようになつたということについて、これは大臣直接はどうかと思いますが、関係の向きにおいて調査をせられたことがありますか。いかがでございましょうか。

○福田（一）國務大臣 私は陳情書を貰ておりますので、調査をいたさせております。まだこまかい点まではわかつておりますが、大体の内容は了承いたしております。

ただいま御指摘になりましたように、確かにこれは船外機とか、あるいはまたポンプの面では相当優秀な仕事をいたしておられます。しかし、オートバイの二輪車といいますか、オートバイの関係等々においては、あまり仕事がうまくいくておらない。一時は非常にうまくいくつておつたのですが、それが先ほど私が申し上げたように、こういうような仕事といふものは、ちょっとと油断をしてもよそに追い越され、あるいはまた輸出ができなくなるというような事情があるのであります。特にこの会社において残念であつたことは、そのいわゆる二輪関係のオートバイといふような仕事のほうのウエートが売り上げ高の七五%を占めておりまして、業界第一位、日本でも第一位といわれるような船外機、あるいはまた、そういうポンプ類の分は事業のうちの二五%である。二五%は非常にうまくいっておりましたが、七年においていつも赤字が出るというようなことが四、五年も続いたため

に、どうもそういうことになつたのではないか、私はまだ詳しい、こまかいことは存じておりますが、大体の傾向から申しますとそういうことが今日の倒産を引き起したのではないか、こういうふうに理解をいたしております。す。

○田中(武)委員 私は東発の過去の配当の実績を調べてみました。そういふ間で十二期にわたって三割配当をいたしておりであります。そうして二年から三十年の間、六期にわたつてまで二割あるいは一割五分、一番少くないときに八分の配当をしておるのであります。それが三十五年の九月末期、初めてゼロ配ということになつたのが、なぜ急にこういう状態になつたのか、そこに一つの疑問を持つのですが、これは私企商業に対して、いわゆる行政権をもつてはそこまでの調査はできないかもしません。あるいは会社更生法による申し立てが出ておるのでありますから、その方面等についても調査の必要があるろうと思いますが、そういう点について、過去において三割——三割といえども、これは全国でも有数な配当率だと思ふのです。そういう会社が突如として無配になり、今日、会社更生法の申請をするようになつた、こういうところには一体どういう原因があるのか。これは大臣言われたように、日進月歩の世の中につつて、やはりつかりしておるからなつたのだろうということもありましようし、いずれにいたしましても会社経営者の一つの責めは免れないと、このように考えるわけなんですが。

が、そういうような過去のいきさつ、あるいは配当率等から見まして、なぜこういうようになったのか、ここに何らか人為的なものが考えられないのか、そういうことについては調査せらるべきだ、いかがでございましょうか。

○福田（一）国務大臣 そういうことに對しても關係者から大体の報告は聞いております。しかし、それが原因の全部であるかどうか、なかなかそこまでは調べがまだついておりませんが、私の了解しておるところでは、おっしゃるとおりこのオートバイというのはいま第五位くらいになつておりますが、一時は一、二を争う会社であった。そしてシアエもオートバイ生産高の一七、八%を一時は占めておつた。今日は二%から三名以内になつたといふことでございまして、それはいかに仕事がうまくいかなかつたか。うまくいかなかつたというのは、やはりみんなの需要に応じなかつたというか、みんなの好みに合わなかつたというか、機械が悪かつたかもしれないし、とにかく何とかそういうように事業經營の面においてほかの会社におくれをとつた。そのために、結果においてだんだんそういうシエアが落ちてきた、こういうことであります。それが今度の一一番の原因だと思います。したがつて、そういうことを申し上げるのは死人にむらうつということと恐縮でありますが、やはり会社經營をなすつていらっしゃつた人の大きな責任がそこにあるといわなければなりません。

機関であります法務局の職員が、関係人集会にも出席しておるわけでござります。手続の経過は本省のほうに報告がござります。その報告も見ておるわけでございますが、いままで私が見ました限りにおきましては、意見を述べたという例はほとんどないのですござります。これは決して法務省が怠慢ということではなく、私は思うのと違います。

○田中(武)委員 百六十五条をあげて下さい。関係人集会に対して、業務を監督する行政庁、それから法務大臣及び大蔵大臣となつておるのでよ。法務局の一職員が、法務大臣の代理権をもつて発言するのですか。まず百六十五条及び二百三十二条二項の規定はどういう根拠によって置かれておるのか、この二つの条文は、この会社更生法の運営にあたつてどういう働きをするために置かれたのか。これは法務省の所管でありますから、その点からあなたにお伺いいたします。

○平賀政府委員 法務大臣に通知があり、法務大臣の命を受けまして法務省の職員が出来るのは、一般公益的な見地から意見を述べるという趣旨であると考えております。

○田中(武)委員 いや、法務大臣となつておるのですね。何も大臣みずから出ることを要請しておりませんが、内部所管の規則によつて、法務大臣を代表するということには、それぞれの内部委任があるはずです。いまのあなたの答弁によると、一法務局の職員がということでしょう。それで、百六十五条なり二百二十三条二項の法の精神にのつとつての運営がなされておる考え方られますか。もちろんこれは裁

判所が決定をもつて手続を開始するの
であります。したがつていかなる意見
が出されようとも、裁判は拘束いたし
ません。しかしながら、これらの条文
を置いておるということは、この会社
更生開始手続申し立てに対して、法務
省なり大蔵省、あるいは監督する行政
庁、この場合は府となつておる、片方
は大臣となつておるところに私は意義
が違うと思う。行政局であり一方は大
臣なんです。この開始手続の申し立て
に、公益を害するとか、あるいはその
こと自体が何らかの詐術行為に基づい
ていないか、そういうことの上に立つ
て公正なる意見を述べるのがこの条文
の趣旨じやないのですか。今日までそ
ういうことを頭に置いていなかつたと
いうこと、こういうことに対しても、
もちろん決定は裁判所がいたします
が、会社更生法の運営に関する法務省
は一体どういう態度を持ってきたので
すか。大臣と特になつてゐるのをどう
解釈しますか。一方は行政庁なんです
よ。あなたのほうは大臣なんです。こ
れは大蔵省も一緒です。それそれでま
でこの条文にどれだけの関心を持つ
てき、どういう立場でどういう意見を
述べてきたか、それぞれ言つていただ
きたいと思います。

○吉岡政府委員 お答えを申し上げます。田中先生十分御承知のことと思ひますが、大蔵大臣という文字は、かつて証券取引委員会がございました當時は、証券取引委員会となつておつたわけですが、そこでございますが、大蔵省が証券取引委員会の行政を引き継ぎましてあと大蔵大臣ということになつたわけでございまして、証券行政をあずからつております大蔵大臣の立場としてもこのことを考えておるわけでござります。御承知のように、証券行政の一環といつしまして、会社の経理内容につきまして、有価証券の報告書等を一応とつておりますので、大蔵省といたしましては、ある程度会社の経理内容について承知をいたしておるわけであります。したがいまして、大蔵省の承知しておりますので、大蔵省といたしましては、常にぐあいが悪いわけでござりますから、そういう場合には意見を申し上げる、そういうことになつております。ただ、今まで意見を求められましたときに、われわれの持つております資料から判断をいたしまして特段の意見を申し上げたことはあまりないようでございます。意見を申し上げますときには、大蔵大臣の名前で意見を文書で出しております。

○田中(武)委員　監督する行政庁、法務大臣及び大蔵大臣とこの法律があげておりますのは、まずその企業をあげておりますのは、まずその企業を監督してきましたという立場から意見を述べるのだ。それから大蔵大臣のほうは、先ほど答弁があったように、証券手続開始決定にあたって、その企業を監督してきましたとか株主保護といいますか、そういうような立場から意見を述べる、法務大臣はいわゆる公益保護の立場から意見を述べる。そういうことでこの法律が特にこういうような表現をしているのだと思うのです。ところが、お聞きのとおり、今日まで会社更生の手続開始にあたって、その監督行政庁も法務大臣も大蔵大臣もまだかつてこれという意見を述べたことがない。ということは、もちろん決定は裁判所が行ないますが、それぞれの立場から、会社更生法の適用にあたってはその及ぼすところは大であります。にもかかわらずこの条文があるのに意見すら述べていないことは、あまりにも会社更生法の運用にあたります。——裁判官の立場に対しても今日はここでは触れません。それぞれの行政庁の立場から、一体何をしておつたのか、会社更生法なんかといふことは、なんです。今後どういうよくな立場で積極的な発言をする用意があるかどうかは考えていかつたのですか。どうか、もう一度三者にお伺いいたします。

つきまして違法があり不当があるといふことがあれば、もちろん意見は述べるわけであります。それがなければ、特に意見はありませんということを裁判所にはお答えすることになるわけでござります。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。ただいま申し上げましたように、私どもの持つております有価証券報告書その他を通じまして会社の経理内容等を承知しているわけであります。それと違った認識のもとにいろいろなことが起る場合には、意見を申し上げることになると思いますが、従来の例は、われわれの持つている資料から特に意見を申し上げることがなかつたということでございます。

○田中(武)委員 今日までは、いまそれぞの御答弁があつたように、積極的な意見を述べたということは皆無である。これは法律の条文を空文化して運営しておつたということにもなるんです。はなはだ遺憾である。

そこでいま例としてあげておきます東発の問題であります。この陳情書の第二点は、今回の東京発動機K.K.の倒産の背景には不審の点が多い。至急に真相を究明せられたいという陳情であります。したがいまして、企業を監督する通産省、公の立場からする法務省、法務大臣、株主その他債権債務関係を主とする点については大蔵省、大蔵大臣、これは直ちに真相の究明を始め、この手続開始にあたっては、今までのような態度をとることなく、この条文の上に立つて、少なくとも関係者は義務を持つておるのでありますから、真相究明のために調査を開始し、集会通知があつた場合には、いつでも

○田中(武)委員 カリにそれがいわゆる計画倒産、こういう場合はどうで

○竹内(新)政府委員 通常計画倒産とい
うおことばを聞きますと、何かそこ
に悪意がひそまれておるような感じを
受けるのでございますが、これは結局
言いかえただけございまして、計画
倒産の内容が問題であるとかと思うの
です。その内容が、先ほど申ししたよう
な二百九十条に規定してあります内容
の計画倒産でございますれば、まさしく
この罪に当たるというふうに思ひで
ございます。

日、その日は確定でなくともよろしい。たとえばそういうときに会社更生法の手続開始申し立てをするということをあらかじめ用意して、そうして約手を切る。それがたとえば二月二十四日に申請するんだ、こういうことを考えておりながら、それ以後の支払いにわたるところの約手を切る、こういううのはどうなります。

前——これは前後を問わないと思うのでござりますが、これはもちろん前の場合が問題であろうかと思いますが、その場合に、約手を切るという行為が、一號の債権者の不利益に処分することと、いふのに当たるかどうかといふことによいまして、この罪が成立するかどうかといふことにならうかと思うのでございまして、ただ約手を切つたというだけですぐ一號に当たるかどうか。一號に当たらなくても、二號、三號に当たればいいわけござりますが、いずれにいたしましても、ここに書いてあるのに当たりませんと犯罪に

●田中(武)委員 実際の動きを調べて
ならない。これは罪刑法定主義の立場
上いたし方がないわけでござります。

みますと、この東発は昨年十一月からことしの一月にかけて、異常的ともいべき大量な発注をいたしております。それに対してすべて約手で支払つておる。しかもその親会社である富士電機の社長が東発の会長をしておる。それがいわゆる会長辞任の登記簿抹殺を二月二十日に行なつております。これは第三者に対し責任回避と言ふべきであります。登記簿における会長の地位を抹殺しておる。辞任を届け出

社更生開始手続申し立てをいたしました。その後も、これらの下請の納めた部品をもつて一部の工場において生産を続けている。しかも私の調べたところによると、二月二十二日土曜日、会社はその下請業者に対して部品納入を強く要請をしておる。そして二十三日が日曜日、二十四日にその下請業者は納品をいたしております。その日の午前十一時に申し立て書が提出せられております。こういうような事実から、陳情者が不審の行為がある、真相を究明してくれば、こう訴えております。それに対して関係のある、いわば大蔵省もそうなる。通産省もそう。法務省だつたら外ではない。あるいは警察庁、一体どうしますか。

○竹内(薦)政府委員　ただいまお話しのような事実は、御調査の結果述べになつたことござりますので、私はそれを疑つてかかるわけではございませんが、このような幾つかのお尋ねのようないきな事実がありました場合に、この事実から二百九十条に該当するような

犯罪があるかどうかということを探索いたしますのが犯罪の捜査でございます。したがつてそのような疑惑がある

○田中(武)委員　途中を飛ばしましょ
う。あなたのいまの発言は、御措置が
願いたいということは告発を意味して
おるのでですか。刑事訴訟法の百八十九
条第二項ですか、捜査の開始というこ
とがありますね。そういう場合にほど
うなんですが、具体的な告発行為がなけ
てしまつて、つづき。

○竹内(壽)政府委員 仰せまでもなく、告訴、告発は捜査の端緒の一つでござります。しかし告訴、告発でなければ捜査をしないといふものではございません。捜査の端緒さえ、それは風聞でございましてもやり得る場合があるのでございますが、会社内部のできごと等でございますると、いまお述べになりましたような幾つかの疑問になりますが、そのような事実関係を明らかにする必要がござりますので、風聞等から捜査に入ります場合には、そのような事実関係をある程度内偵をいたして、それから捜査に着手するのでございますが、もし告訴、告発等がございますれば、告訴人、告発人から即時いろいろな資料は入手できるわけございまして、そういうところで、捜査の端緒によりまして、早く捜査が進行することもありましすし、場合によりましては時間がかかるて、告発、告訴を私が意味して申し上げておるわけではございません。

○田中(武)委員 警察庁は来て います
か。刑訴法百八十九条二項「犯罪があ
ると思料するときは」云々、これによつ

て、いまこういった陳情書には判を押して數名の人が署名をしております。したがつて刑訴法百八十九条第一項によつて、あなた方が調べようと思えばあそで告訴、告発を待たずしてやれるはずです。やれませんか。

○閑根説明員 先ほど法務省の竹内刑事局長がお述べになりましたように、捜査を開始する場合は告訴、告発あるいはその他内偵、聞き込み等から、あ

○田中(武)委員 説明員ではしかたがありません。説明員を相手に国会で議論をするほどちやちじやありません。したがつて警察庁長官あるいはかかるべき代理者を要求いたします。それじゃ大臣に一問だけお尋ねいたします。私は質問をしていく中において意見を聞きたいと思つておつたんですが、この陳情書で、無担保債権者、先ほど言つたように、その事実が発表になるまでは親会社を信じ、あるいはそのうしろだてを信じて嘗々として親会社につとめてまいりました。その前日まで納品を請求せられた。ところが会社更生手続開始申し立てによつて保全処分がなされた。中には、むすこが大学へ入学したが、その入学金が納められないために——ということは、この約手といふか、東発に納めた代金がもらえないのです。納められないと

いうので、親子泣きながらその合格通知を破ったといふ悲劇もあります。すでに倒産したところもあります。そこ

で緊急特別の融資措置を講じるような用意があるかどうか。さらに、司法的な問題はさておきまして、会社更生法の大原則は平等の原則であります。会社、株主、そして債権者、すべてが平等に行なわれる、また平等にやらねばならぬというのが会社更生法二百何条だつたか、どこかにそういう大原則がうたわれております。そういう立場に立つて、司法の問題はさておき、行政的な面から、この関係は一千九十九社

ともいわれ、それ以上ともいわれております。これらの人たちの陳情、声なき声ではなくて、文書によって出されたこの問題に対してもういような措置をとつていいこうとしているのか、それだけをお伺いしておきます。

○福田(一)國務大臣 東発に關係されました下請企業の方が、今度のことによつて非常な打撃を受けておられるということについては、私としては、個人としても非常に同情は申し上げております。ただしその場合において、どういういまここに措置をとるかということにつきましては、先ほど来申し上げておるとおり、何らかの金融的な措置がとり得るのではないかということです、大蔵省といま詰めておる段階であります。が、できるだけの措置を申し上げてみたいと思います。

○田中(武)委員 それから行政的調査……。

○福田(一)國務大臣 ちょっとともう一ぺん、その行政的調査というのを……。

○田中(武)委員 いまの東発の会社更生法手続開始申し立て書に悪意という

か、計画倒産といふか、いろいろ論議があると、こう言っておるのです。したがつて刑事の問題、刑法的な問題については後ほどもう一ぺん繰り返します。しかし民事的なというか行政的な立場から、やはり一応監督庁としていろいろ内部を調べる必要があつらうと思うのです。そのことについて一点と、それから大蔵省の銀行局長に、特別融資の問題について同じことをお伺いいたします。

○福田（一）国務大臣 私は行政的な措置として会社の内情を調べるというごとまでは、私の所管ではないたしかねる、これは法務省の問題だらうと思つております。（田中）武委員 法務省はようせぬと言つておるじゃないか」と呼ぶ

○高橋（俊）政府委員 このような親会社の倒産による下請企業への連鎖反応、そのことに關しまして、私どもは原則的にはいわゆる健全なる経営を行なつてゐる中小企業等が、他の金融面からの波及によつてみずからも倒産におちいるというふうなことはできるだけ避けるようにといふことで、すでに通達を發しましたし、通達のみならず銀行首脳に対しましても、そのようなことを最近も繰り返し要請しております。この具体的問題につきましては、私はまだその内容を個々のケースについて知るに至つておりません。したがつて抽象的なお答えになるかと思ひますが、同じ下請と申しましても、これを主たる下請、おそらく百社程度であろうと思いますが、それから手形關係があるといふものをとらえますと、それよりもはるかに数が多いと思います。非常に関係の度合いが違つて思ひます。

のでございます。東発へほとんど全製品を納入しておるといふもの、あるいは他にも同じような部品を提供しておる、つまり関係の度合いに非常な差があると思います。私どもがいわゆる金融で救い得ると申しますのは、東発と全く同一であるというような、つまり下請の形だけとておるといふものでありますと、やはり東発と同じような結果にならざるを得ない。しかしながらこれが何か新しい製品を開拓し得る、その技術を生かして他に行き得る道が発見できるとか、同じような製品でありましても他に販路を変えることによって存続し得る、そういうふうな見込みのあるものは、いわゆる金融ベースに乗るものとしてこれを処理するように関係の銀行に要請いたします。これは御承知のように富士電機がこの東発を系列にしまして——非常に明白な系列でござります。富士電機が相当経営について責任を負っていたよう聞いております。その富士電機とこれとあわせて、いずれも系列的に見ますと富士銀行がメイン・バンクになつております。しかし富士銀行だけではございません、ほかにも銀行がございますが、「下請企業についてのメイン・バンクはさまざままでございまして、必ずしも富士銀行が一手に引き受けているわけではありませんが、関係の銀行につきましては、いま私が申しましたようまちまちでござりますので、一がいにここで富士銀行を責めてやらせるわけにはまいりませんが、関係の銀行につきましては、いま私が申しましたようない、たとえ経営を縮小するにいたしましても存立が可能であるといふものは、金融ベースに乗るものについては、できるだけこれを救済するよう

いろいろとことを要請したいと思います。
また、しております。しかし、その中にはどうしても金融ベースに乗らない
といふものも出でてくることは予想されます。やむを得ないことじやないかと思
います。

○田中(武)委員 私はちょっと中止しまして、通産大臣に対する質問があつたら先に片づけてください。

○二階堂委員長 板川正吾君。

○板川委員 それでは大臣に一言だけ伺いたいのですが、田中委員のいままでの質問に、どうも大臣の答弁があつたふやで、実はわれわれ聞いておつて話がわからぬのですが、それを要約しますと、今度の東発の倒産のあたりで、自己の責任でなくて取り引き中小企業者が倒産した場合、特に無担保債権者に対する対策はどうか、こういう質問をしたのです。ところが大臣は、法律の範囲でやるほかはないんだ、こういう趣旨である。一体法律の範囲内でどういうことをやるんだか、それを明らかにしました。ところが大臣は、法律的に、税制的に、こういう場合にどう得るものか、法律的にどういう方法があるのか。いま銀行局長の答弁によると、通達は出した、金融ベースに乗るものは考えるだろ、乗らぬものはやむを得ない、こう言うのです。金融ベースに乗るものをするのは、これまでもできることであつて、あたりまえであつて、問題は突然の倒産で、しかも自分の責任ではない、しかも、その範囲が非常に大きい。従業員あるいはとりわけ無担保の債権者が一千何百人という状態、その家族の生活、そういうことを考えてみたら、これは社

会的な重要な問題であります。その会員
融ベースに乗らないものについては、
特に政府としてどういうような対策を
お持ちになつておるのか、具体的に何
かりやすくひとつ答弁してもらいたいと
思うのです。法律の範囲内で何うい
うであります。法律の範囲内でどうい
うことができるかということを、まず
第一にお伺いいたしたい。
○福田(一)國務大臣 まず金融の面に
ついては、私は先ほど銀行局長が申し
上げたようなことでやろうと思うので
す。どういうことかというと、そういう
う市中銀行に対しまして——市中銀行
というのもも株主を持つておる。やは
り株主に對して責任がある。そのとき
に、取れるか取れないかわからないと
いうようなものに、何でも命令でもつ
てそれを貸してやれ、こういうこと
は、私は大蔵省の権限にはないと想
う。また、政府の権限もございませ
ん。そういうことは、だからできな
い。しかし、いまの場合に、東発以外
からもいろいろな仕事をとつておっ
て、そして今後仕事を続けていくける。
ほかのほうから、たとえば取り引きが
東発とはわざか二〇%であって、あと
八〇%はよそでやつておつた。こうい
うような場合に、その二〇%の分に相
当する分で、何か手形が不渡りになつ
たということで非常に經營上困難であ
るといふような場合においては、当然
すぐにひとつ金融的なものをやつて
やつてはどうか。そういう場合には、
いささか疑義——疑義といいますか心
配があつても、できるだけあたたかい
気持ちでそういうものも処理してはど
うか、こういふことを銀行関係には大
蔵省のほうでも言ってくれておると思
うのであります。こういうようないき置

以外に、絶対につぶれるのはわかっています。お会社であっても、市中銀行がそこに金を貸してやれ、こういうことは私には言えない。一番先に私が実はお話を申し上げました國の金を使り、いわゆるみんなが出した税金をどういうふうに使つていくかということにそれは関連をいたしますから、そこまでは特殊な法律でもつくる以外においては困難である、こういうふうに申し上げておるのであります。

それから税の関係等につきましては、たとえばそういうことで完全に不渡りになつた、損害が明らかになつたといったような場合においては、税制上その分をなるべく早く損害として当期の決算のうちに繰り入れることがで起きるとか、あるいは何かいろいろのことがあるであります。しかし税制上の問題、税法の問題として法律的に救済できるものがあるかと思うのであります。その他の面において私が申し上げておることは、いまのところこういうふうな措置ができるということがないと思います。しかし、これをやる場合においては、いま言つたような国的一般の労働者あるいはまた資本家、あるいは経営者、あるいはまた会員等々、みんなが出した金を、自由企業というたてまえで自分の責任で仕事をしておつて、それがうまくいかなくなつたという場合の損失補てんをするような場合、それをどこまでやるかということは、私は非常に問題があらうか、こう申し上げておるわけであります。

以外に、絶対につぶれるのはわかつておる会社であつても、市中銀行がそに金を貸してやれ、こういうことは私には言えない。一番先に私が実はお話を申し上げました國の金を使ひ、いわゆるみんなが出した税金をどういうふうに使つていくかということにそれは関連をいたしますから、そこまでは特殊な法律でもつくる以外においては困難である、こういうふうに申し上げてあります。

それから税の關係等につきましては、たとえばそういうことで完全に不渡りになつた、損害が明らかになつたといったような場合においては、税制上その分となるべく早く損害として当期の決算のうちに繰り入れることがであります。しかし税制上の問題、税法の問題として法律的に救済できるものがあるかと思うのであります。ですが、その他の面において私が申し上げておることは、いまのこところこういうふうな措置ができるということはないと思います。しかし、これをやる場合においては、いま言ったような國の一般の労働者あるいはまた資本家、あるいは経営者あるいはまた会員等々、みんなが出した金を、自由企業といふたてまえで自分の責任で仕事をしておつて、それがうまくいかなくなつたという場合の損失補てんをするような場合、それをどこまでやるかということは、私は非常に問題があつた。こう申し上げておるわけであります。

言つたよろに、金融ベースでやれる程度のものは銀行ができるだけやつてやりなさいという程度であつて何もない、これが現在の法律の範囲である、こういうことになると思うのであります。結局政府にはこういう場合には具体的な対策はない、これが私は結論だと思う。先ほども、これは自己の責任だからやむを得ないと書いておる。対策は画一的にはできないからやれないと言つておる。あるいは連鎖反応的に倒れる企業については、大蔵省や組合金融等で何とかするように留意すると、いろいろなことを言っておつたけれども、そうしてその内容は法律の範囲内でやる、法律の範囲内というのは、実は内容は何もない。金融ベースに乗るならしてやりなさいという程度のものである。しかし、いまの中小企業政策の政府の一般的な政策ですが、池田總理は、御承知のように中小企業に革命的な政策を打ち出すと言つて約束をしておるが、今回は何も出さないのです。が、しかし、結局政府の中小企業政策というのは、中小企業の育成政策をやる、しかし、中小企業の保護政策といふ面については何も持たない。だからこういう場合には、池田さんがかつて言つたように、中小企業の五人や十人死んでも、それはやむを得ないんだということと結果的には同じなのです。それは、十年前でも池田さんがそれで大蔵大臣をやめて問題になつたのですけれども、それと同じような政治が今日なお続いておるというは問題だと思う。それは、中小企業が自分の責任治の責任としてこれに何らかの対策を

考えなくちやならないのじやないかと思う。話がちょっとと横道にそれますが、ケネディ大統領が御承知のようにああいう死に方をいたしました直接の原因は何かといえば、アメリカで貧富の差がはなはだしく、非常に日の当たる人たちが多いかもしませんが、一面どうしても日の当たらない日陰者の生活がある。これが結果的にはオズワルドのような人間を生みだしたとアメリカの社会でいわれておる。そこでジョンソン大統領は、貧乏を追放して——貧乏だって日本の七倍も八倍ももつといい生活なんだけれども、貧乏を追放していくこうということを大統領の基本政策として今度打ち出しておるのじやないか。また、日本では御承知のようにライシャワー事件がございました。あれも、気違ひのそういう変わった子供を生んだのはその家庭の責任である、その保護は家庭でやりなさい、こういうような状態に野放にしておくからああいう不祥事を起こすのじゃないか。だから中小企業政策というものをもつと保護政策、社会政策の面でも強化しなくちゃいけない。アメリカでも社会保障政策というものが真剣に取り上げられて、貧乏追放ということを言わせておる。日本も中小企業者の育成政策ばかりじゃなくて、この取り残されている零細企業の保護政策といふものにもつと国全体が政治の対策を向けなければいけないだろうと思うのですが、そういう意味で一つお伺いしたいのです。

渡りの損害、こういうような場合に、私は一つの救済制度というのを設けておったらどうだろうか、たとえば保険制度というものをそういうところに適用しておって、何がしかの保険料を納めておった場合に、たとえば不渡りした場合のその六割なり七割なりを保険料として支払うというような制度、こういう制度をつくって、それで自分の責任じゃなくて親会社の倒産で自分も倒産する这样一个場合には、社会全体としてこれを救済するような制度というのを必要じゃないか、こう思うのですが、あります。大臣の考え方はいかがですか。

○福田(一)国務大臣　ただいまのお話であります。これは私は先ほど本的な問題ということで一応お話を申し上げておるのであります。おのの日本人が自分の職業選択の自由を持つて、そしてたとえばその職業をやります場合にもどこの会社と連絡をして仕事をするか、どこへ物を納めるか、どういうものにつくるか、これは自由でございますが、そういう自由の原則に基づいてやつて、やつたけれども悪意なくしてそこで問題が起きた、親会社の倒産によって問題が起きた、これは私は非常ににお氣の毒であると存じます。お氣の毒であると思いますが、これは職業選択の自由によつてやつていられることがあります。まずこの問題からひとつはつきりしておきませんと、問題解決の焦点が出てこないと思うので、私はそこに一つの問題がある、こう考えなければなりません。それから今度はそういうものを救済するための措置をとらるるといふけれども、それをと

るためには金が要ります。たとえば倒産額が年間三千億として、いまあなたが言われるようなことを考えてみると、千六百億ないし千八百億の金がいまここに用意されなければならぬ。そういう金がどこから出てくるか、これはみんな国民が税金で出していく金であります。そうすると、自由に自分でやつて金もうけをしたときにはその人のあれになる。倒産をした場合には、今度はそれ以外の関係のない人が全部金を出してこれを救済するのだ、こういうシステムがいいか悪いかということは、まず一応検討してみなければならないと思う。ただ私はあなたがおっしゃったように保険的にものを見て、ある程度それじゃ関係者は金を納めておいて、そういうマイナスの面が出た場合には何がしかの分を、ひとつ特に、たとえば十万円とか五百万円とか、限度は非常に低いかもしだぬが、いわゆる零細企業の人が非常に困るというような場合には何か考えたらどうか、こういうことになれば、かなり具体的に問題を進めていくことができると思うのであります。だから私はそういうことは今後前向きに検討はいたしたいと存じておりますが、しかし私が申し上げておることもひとつよくおわかりを願つて、今後政策立案についてもわれわれと協力してひとつ問題解決に臨んでもらいたいと、こう私は希望いたします。

○板川委員 何千億円という倒産を圍
が全部めんどくさを見るという意味じや
ございません。しかし信用取引の一定
割合なりをたとえ歩留りしておくよ
うなこととか、あるいはある程度の保
険制度と社会保障制度を加味したよう
な思想で救済策を持つ必要があるの
じゃないか。特に本日から御承知のよ
うに開放体制に入つて自由化になつて
おります。いまの日本の企業がこれで
いいなと思つても、いつ外国企業の進
出等で倒産せざるを得ないような事態
になるかもしれません。特に大企業の
場合はたいてい倒産する心配がないの
ですが、中小企業が一番被害を受ける
のです。だからそういう中小企業に対
象をしぼつて、そうしてこれは中小企
業の保険料だけじゃなくて政府も相当
な金を出して、そこでこの保険料的な
ものと政府の金と合わせて、いざ倒産
という場合に最小限の保障をするよう
な制度が必要じゃないか、こう考える
のであります。この点は、いま東発の
問題ですぐそれをつくって適用しよう
といふわけじゃないですから、この機
会にひとつ検討してもらいたいといふ
ことを要望して、時間もないようです
からこの一問だけで終わりります。

あとで警察庁の刑事局長が来ても意味をなさない。したがつてもう一度、実はまだまだたくさんあるのです。たとえば労働省についても、会社更生決定手続と労働協約の関係、あるいは労働基準法の関係、いろいろあるわけなんです。そこでこれをもつと明確にするにはなお当事者たる者を参考人に呼ぶ必要もありましよう。さらに先ほど來法務省の民事局長がやつきになつて抗弁をしておりましたが、その百六十五条じやなしに三十五条による手続申し立ての通知は、その地区を監督する税務署あるいはその行政庁、こういうのにはもろくすでに通知が出しているはずなんです。それはなるほどあなたのところにはありません。三十五条は手続開始の申し立てがあつたときにしなければならないものである。そういうような関係もあるし、先ほど来申しておられますよろくな相当な計画倒産といふか、少なくとも利害関係者が——この利害関係者にいたしましても、会社更生法の利害関係者は一般民事訴訟の利害関係者よりしほられておるわけですが、いろいろとあります。これらについて説明する必要があります。そういうことで、あらためて参考人呼び、引き続き質問する、こういうことで、その日時等は理事会で相談してもらつていいと思いますが、私はここでちよつと中止をいたします。まだまだたくさんありますから、中村君もだいぶお待ちかねのようですから、そういうことで次を約束せられることによつて、私は一応中止してもいいと思つております。

件につきましては、後刻理事会において御相談して善処いたしたいと思います。
松平君。大臣がお急ぎでござりますから、ただ一点だけお許しいたします。

同時に、通産省において大臣が行政指導によつて親会社の富士電機をもつと説得をして、社会問題化していることの問題について、大企業の横暴によつて中小企業の千数社といふものを路頭に迷つせる、いわば「なまづ」たち

necessitàもあれば、そこでこれをもつと説明するにはなお当事者たる者を参考人に呼ぶ必要があります。さらに先ほど来法務省の民事局長がやつきになつて抗弁をしておりましたが、その百六十五

○松平委員 この問題の解決は、無担保債権二十六億をどう解決するかということ、ここにあるわけですが、親会社の富士電機が二十二億の債権を持つておりますが、それは三番抵当かななんばかりにして、つづいて、

○**福田**（一）**國務大臣**　たいへんおもしろい御意見だと存じます。ひとつ十分研究をいたします。

立ての通知は、その地区を監督する税務署あるいはそこの中行政庁、こういうのにはもうすでに通知が出ているはずなんです。それはなるほどあなたのところにはありません。三十五条は手続開始の申し立てがあつたときにしてなければならないものである。そういうような関係もあるし、先ほど来申しておられますよろしく相当な計画倒産といふか、少なくとも利害関係者が——この利害関係者で、こまへて、さしき

これは五十何%というものを新規会社が持つておって、重役は過半数が富士電機から来ている。そこで富士電機にあなたたちはひとつ話をされて、行政指導で富士電機が債務の補償をしてくれればこの問題は片づくわけなんです。ところが富士はこれをやらずに計画的に倒産に持ち込んだというのがこのケースだろうと思うのです。したがって、金成社長を呼んで、富士をして債務の補償をするというふうに行政指導

○中村(重)委員 千数百社の生きるか死ぬかの問題です。この重要な問題に對して福田通産大臣が退席をする、大蔵大臣が来ていない、こういうことは審議はできません。したがいまして私はきょうの質問を保留いたします。金曜の日でも、理事会にはかり、この倒産關係の関係者を呼んで十分真相を究明する、こういうことにいたしたいと思います。委員長においてそのようにお取り計らいを願いたいと思います。

生法の利害関係者は一般民事訴訟の利害関係者よりしほられておるわけです
が、いろいろとあります。これらにつ
いて究明する必要があります。そ
うことで、あらためて参考人を呼び、

は解決するんじゃないかと思うのです。そこで、全額は補償できないといふ場合もあるかもしませんが、少なくとも、じや半額補償しろ、との半額はひとつ大蔵大臣と通産大臣で話を

○二階堂委員長 了承いたしました。
次会は、明後四月三日金曜日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

その日時等は理事会で相談してもらつ
下さい。と思ひますが、私はここでちよつ
と中止をいたします。まだまだ大きさ
んあります。が、中村君もだいぶお待ち
かねのようですが、から、そりやう」とで
次を約束せられることによつて、私は
一応中止してもいいと思つておりま
す。

とで、手つとり早くは、私はそういう
ような解決の方法が一つあるんじやな
からうかと思う。なぜこれをわれわれ
がせいでいるかといふと、大体手形の
期限が次から次に来て、そして千九十一
九社の者はばたばた倒れていくという
日常なんです。そこでこれは早急に解
決をしなければならぬ問題なので、早
急に通産大臣と大蔵大臣が話をされる

午後四時四分散会

第一類第九號 商工委員會議錄第二十八號 昭和三十九年四月一日

昭和三十九年四月七日印刷

昭和三十九年四月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局